

夢と希望へのかけ橋

奨学金制度ガイド

高校・大学・専門学校等への
進学希望者・在学生のために

令和 8 年 9 月

堺市教育委員会事務局

も く じ

1 奨学金制度って？	1
2 こんな場合どうするの？(Q&A)	2
3 日本学生支援機構(JASSO)の奨学金(給付型と貸与型)	11
4 堺未来応援奨学金(堺市奨学金)制度のお知らせ	16
5 高等学校等奨学のための給付金制度について	19
6 「市民税・府民税所得割額」の確認方法	47
7 高等学校の授業料等について	48
8 高等学校・大学等における1年次納入金参考例	52
9 奨学金制度一覧表	54
10 政府・民間の教育ローンの概要	62
11 堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度・ 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付制度についての問合せ先	64

奨学金制度って？

奨学金制度とは、経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援していく制度です。

奨学金には、日本学生支援機構、大阪府育英会奨学金などがあります。

また、家庭事情に応じて母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付や、生活福祉資金貸付などの制度もあります。奨学金は、夢や希望を実現させ、将来の地域や社会を担う人づくりを支援するためのものです。

この冊子をよくご覧になって、これらの制度について十分に理解し、有効に活用していただきたいと思います。

相談窓口

堺市教育委員会事務局 学校管理部 学務課

堺市堺区南瓦町 3 - 1 堺市役所高層館 9 階

電話 072 - 228 - 7485

堺市立人権ふれあいセンター 総合生活相談

堺市堺区協和町 2 - 6 1 - 1

堺市立人権ふれあいセンター 3 階

電話 072 - 245 - 2530

こんな場合どうするの？（Q & A）

教育費について

Q 1 進学する場合どのような費用が必要ですか。

A 1 ◆ 高等学校・専修学校高等課程の場合（参考 P52）

○ 入学するまでに必要な費用

初めに、高等学校等を受験するための入学検定料が必要となります。合格してからは、入学するまでの間に、入学金、制服代、教科書代などを納付する必要があります。

※私立高等学校・専修学校高等課程の場合は、上記の他に施設費や授業料及び生徒会費などを一部前納しなければならないところもあります。

○ 入学後に必要な費用

入学してからは、生徒会費、PTA 会費、施設費、修学旅行積立金などを納付する必要があります。授業料については、公立高等学校は、P 48～49 をご参照ください。私立高等学校は、P50～51 をご参照ください。

※国の就学支援金・府の授業料支援補助金の手続きや、授業料との差引き、還付の方法についての問合せ先は、進学先の高等学校等です。

※就学支援金・授業料支援補助金の支給期間は、ともに修業年限分で、全日制高等学校では3年間（36か月）、定時制・通信制高等学校では4年間（48か月）とされています。

◆ 大学・短期大学・専修学校専門課程の場合（参考 P53）

○ 入学するまでに必要な費用

高等学校等と同様に受験するための受験料が必要となります。合格してからは、入学するまでの間に、入学金、授業料の前期分、教育充実費、同窓会費、後援会費などを納付する必要があります。

専修学校の場合は、1年間にかかる費用を入学するまでに全額納付しなければならないところもあります。

○ 入学後に必要な費用

入学してからは、後期の授業料、施設設備費、実習費などを納付する必要があります。納付方法については、前期と後期に分かれている場合がほとんどです。

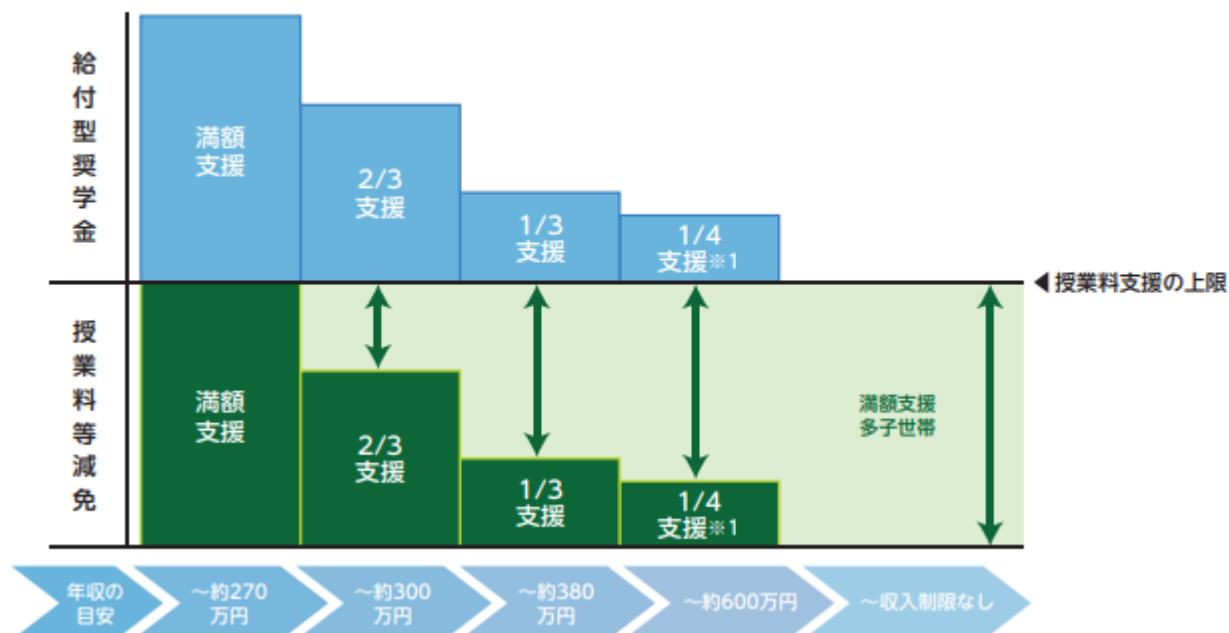
なお、大学等の学校納付金は、学校や学科によって異なります。詳しくは、募集要項などで確認できます。

- ◇ 日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補者となった人は、進学時に進学先の学校へ授業料等の減免を申請することで、授業料と入学金の減免を受けられます。
- ※給付型奨学金と同じ学業成績や経済状況の要件があります。
- ※高等専門学校の場合は、第4学年への進級時に、授業料等減免の申請を行ってください。

世帯構成や収入などに応じて支援額が決まります。

(多子世帯の場合、収入に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります。)

「進学資金シミュレーター」(右下の二次元コードよりアクセス)で、支援額や給付型奨学金の月額を試算することができます。



※1 1/4支援については、
 ・多子世帯の場合に、給付型奨学金(満額の1/4)及び授業料等減免(上限額まで)
 ・私立学校理工農系学部等の場合に、給付型奨学金の支給はありませんが、
授業料等減免(支援上限額の1/3あるいは1/4)
 の支援が受けられます。

- ◇ 「多子世帯支援」・・・きょうだいが3人以上の世帯が対象

(奨学金を申し込む生徒等本人が生計維持者の住民税上の扶養に入っており、かつ、生計維持者の住民税上の扶養するこどもの数が3人以上の場合) (こどもの数が3人以上いる間、第1子から支援)
 授業料・入学金は収入制限なく下表の金額を上限に支援が受けられ、給付型奨学金は所得に応じた支援額(満額～1/4額)が支給されます。

授業料・入学金の支援の年額

区分	国公立		私立	
	授業料	入学金	授業料	入学金
大学	54万円	28万円	70万円	26万円
短期大学	39万円	17万円	62万円	25万円
高等専門学校	23万円	8万円	70万円	13万円
専門学校	17万円	7万円	59万円	16万円

◆支援額は単位未満を四捨五入しています。

◆多子世帯支援を受けている期間は、貸与型奨学金(無利子)の貸与額が調整(減額又は増額)されます(振込額が0円になる場合があります)。

詳細はこちらから



Q 2 多額の教育費をどのように準備すればいいでしょうか。

A 2 進学のために計画的に積み立ててこられた貯蓄や現在の家計収入で、必要な教育費を賄うことができれば、それが一番です。

しかし、さまざまな家庭事情や経済的理由によって準備が困難な場合には、授業料の減額や免除の制度を利用することができます。

それでも不足する場合には、あわせて奨学金制度や国の教育ローンを有効に活用することを考えてみてください。

奨学金について

Q 1 奨学金を利用して、高等学校や大学等に進学したいのですが、利用できる制度にはどのようなものがありますか。

A 1 高等学校や専修学校高等課程への進学に利用できる奨学金として、大阪府育英会の奨学資金があります。また、大学や短大、専修学校専門課程、高等専門学校、大学院への進学に利用できる奨学金として、日本学生支援機構の奨学金があります。

これらの奨学金のほかにも、家庭状況等に応じて母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（※1）や生活福祉資金貸付制度（※2）、あしなが奨学金、交通遺児育英奨学金などがあり、いずれも無利子または、低利率の有利子で進学・修学する生徒本人又は保護者に貸し付けるものです（P 54～61）。

一部の奨学金には給付型のものもあります。日本学生支援機構の給付奨学金については、P 11～15 をご参照ください。

このほか、必要な教育資金を貸し付ける日本政策金融公庫等の教育ローン（P 62～63）があります。弁済資力に関する要件などの借入条件や貸付限度額などをよく調べた上で、利用するようにしてください。

進学先によっては学校独自の奨学金等制度を設けているところもあります。

※ 1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

問合せは、各区保健福祉総合センター子育て支援課（P64）

※ 2 生活福祉資金貸付制度…教育支援資金の申込みは入学決定後随時・就学支度費の申込みは入学年の4月末が期限。問合せは、堺市社会福祉協議会（P64）

Q 2 自己破産したのですが、奨学金等の制度を利用できますか。

A 2 日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金を利用することができます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度については、状況により異なりますので、詳しくはそれぞれの担当窓口（P64）にご相談ください。

高等学校や大学等に在学中の場合は、授業料減免制度があるかどうか、学校にご相談ください。

Q 3 奨学金は誰でも受けることができますか。

A 3 それぞれの奨学金制度によって対象となる奨学生の条件が異なります。主な条件としては、家庭の収入状況や本人の学力あるいは学業継続の見込みなどですが、条件を満たしていれば誰でも受けることができます。

ただし、奨学金の中には予算により定員枠があるものもあります。そうした場合、より困難な状況にある人から優先的に採用されるのが一般的です。

Q 4 複数の奨学金を受けることはできますか。

A 4 重複して利用することを認めている奨学金制度と認めていない奨学金制度があります。それぞれの制度を十分確認する必要があります。

詳しくは、各奨学金制度の問い合わせ先でご確認ください。

Q 5 申込手続きはどうしたらいいですか。

A 5 日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金の申請については、予約申請と在学申請があります。

日本学生支援機構奨学金制度の大学（短大、専修学校専門課程を含む）予約申込みは、給付型・貸与型ともに必要書類を高等学校等在籍校に提出し、インターネット（スカラネット）で申込みを行います。また、日本学生支援機構ヘイナンバーの提出が必要です。

大阪府育英会奨学資金制度の高等学校（専修学校高等課程を含む）予約申込みは、9月頃に中学校等在籍校で行います。

いずれも申込時期は各学校が定める期間となっています。申請を希望される場合は、事前に必ず在籍校または出身校で詳細をご確認ください。

予約申請しなかった場合、進学後に進学先の学校を通じて、在学申請することもできますが、入学後に入学資金の貸付を申し込むことはできません。

また、民間団体の奨学金などでは直接手続きをしなければならないこともあります。学校の窓口以案内がきいていることも多いので、まずは学校に尋ねてみてください。

なお、学校で説明会がある場合は、是非参加してください。

各奨学金制度には申込期間が定められています。これを逃すと申込みができませんので、十分注意してください。

Q 6 今は進学するか、就職するか、迷っています。また、進学するにしても、国公立か私立かも決めていません。どうすればいいでしょうか。

A 6 進学する可能性があるなら、教育費をどのように手当てするか計画を立てておくことが大切です。

日本学生支援機構や大阪府育英会では、奨学金の予約申請制度があります。進学するかどうか、または、進学先をどこにするか迷っている場合でも、あらかじめ手続きをすることができます。在籍している学校を通じて申請してください。奨学生としての採否は入学までに決まります。採用された場合、申請内容に応じて奨学金の給付・貸与が受けられます。ただし、進学後に所定の手続きが必要ですので、進学先からの指示に従ってください。

なお、進学しない場合や、借りる必要が無くなった場合には、辞退することができます。

Q 7 日本学生支援機構奨学金の予約申請で不採用となった場合、再度申請はできますか。

A 7 日本学生支援機構では、予約申請で不採用になっても、進学した学校で4～5月にかけて在学生（1年生）としての申請をすることができます。

Q 8 過年度生や、高等学校卒業程度認定資格を取って大学等へ進学する場合も、日本学生支援機構奨学金の予約申請はできますか。

A 8 高等学校等を卒業後2年以内であれば、出身校で予約申請の手続きができます。出身校へお問合せください。

高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」という）の合格をもって、大学等へ進学する場合、高卒認定試験受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していない人、及び高卒認定試験合格者となった年度の末日から2年を経過していない人または当年度合格見込みの人は申請できます。高等学校等に在籍していない人は日本学生支援機構へ直接申込みとなります。申込資料をインターネットまたは郵送で請求してください。

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課 予約採用係
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 TEL 03-6743-6704
※高卒認定試験合格者等向けの専用番号です。（その他の問い合わせは不可）

Q 9 家計維持者の失職、病気や災害等により、急に家計が苦しくなった場合、どうすればいいですか。

A 9 高等学校においては、授業料支援（P48～51）や奨学のための給付金（P19～46）があります。

日本学生支援機構には、給付奨学金家計急変採用、第一種奨学金緊急採用（無利子）、第二種奨学金応急採用（有利子）があります。また、大阪府育英会でも家計急変に対応して緊急採用の制度があります。

また、在籍校または進学先で授業料減免制度があるかどうか、一度ご相談ください。

Q10 奨学金はいつ貸与または給付されますか。

A10 予約申請した日本学生支援機構や大阪府育英会奨学資金については、進学先で正式手続を終えた後、貸与されることとなります。

日本学生支援機構の場合は、入学後の進学届の手続き時期により、4～6月に1回目の貸与または給付額が本人の指定する金融機関の口座に振り込まれます。その後は月額貸与または給付分が毎月口座に振り込まれます。

大阪府育英会の場合、入学時増額奨学資金の振り込みは、専願（私立）で2月中旬以降、併願・国公立で3月上旬以降に、口座に振り込まれます。奨学資金の振込み（1回目）は、予約採用者及び前年度からの継続奨学生に対しては5月下旬、在学採用者に対しては7月中旬となります。その後、貸付年額に応じて年1～3回に分けて口座に振り込まれます。

Q1 1 入学手続き時に授業料（前期分）などを支払うこととなっています。支払日までに奨学金の貸与が間に合いません。どうしたらいいですか。

A1 1 計画的に積み立ててこられた貯蓄や家計収入で納められない場合は、奨学金が貸与されるまでの間、日本政策金融公庫の国の教育ローン、近畿労働金庫の奨学生入学金融資制度を利用することができます。

なお、奨学金貸与が内定している場合は、授業料の分納や支払期限の延長などを考慮してくれる学校もありますので、在籍校または進学予定の学校に相談してみてください。

また、堺市にも相談窓口（P 1）があります。

Q1 2 奨学金制度と、教育ローンの違いは何ですか。

A1 2 奨学金制度は、進学する本人を対象としており、定められた修業期間中に一定の奨学金が定期的に貸与または給付され、貸与の場合は、卒業後に本人が返還していく制度です。それに対して教育ローンは、進学する本人の保護者を対象としており、入学金などのまとまった教育資金の貸付が受けられます。

返還期間や審査基準、金利の有無などそれぞれの制度に違いがありますので、よく確認してご活用ください。

Q1 3 海外留学のための奨学金制度はありますか。

A1 3 日本学生支援機構には、日本の高等学校を卒業後、海外の大学に進学する留学生に対する奨学金制度があります。在籍している学校で相談してください。

なお、日本学生支援機構ホームページに「留学生支援」のページがあります。

このほかにも、日本政策金融公庫の国の教育ローンなどもあります。詳細については各ホームページをご参照ください。

Q1 4 外国籍の人は申し込みますか。

A1 4 各種奨学金によって違いがあります。たとえば日本学生支援機構では、在留資格が（1）法定特別永住者（2）「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人（3）「定住者」であって、将来永住する意思がある人、（4）「家族滞在（条件あり）」に該当する人であれば申込資格があります。

また、朝鮮奨学会奨学金や韓国教育財団等の奨学金は給付制で、返還の必要はありません。その他の奨学金については、奨学金制度一覧表（P 54～61）で確認してください。

入学資金について

Q1 入学時に必要な資金が不足する場合、どのような制度がありますか。

A1 高等学校進学の際には、大阪府育英会の入学時増額奨学資金貸付制度があります。また、大学や短大、専修学校専門課程、高等専門学校、大学院への進学の際には、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金制度（有利子）があります。

このほか、家庭の状況に応じて、ひとり親家庭を対象とした母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（就学支度資金）、生活保護世帯や府・市町村民税の非課税世帯等を対象とした生活福祉資金貸付制度（教育支援資金 就学支度費）、あしなが奨学金、交通遺児育英奨学金などもあります。

その他にも、日本政策金融公庫の国の教育ローンや各種金融機関の教育ローン、また、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金が貸与されるまでのつなぎ融資として、近畿労働金庫の奨学生入学金融資制度やヒューファイナンスおおさかの入学準備資金融資もあります。なお、これらはすべて有利子です。

詳しくは奨学金制度一覧表（P54～61）を、教育ローンについては（P62～63）をご参照ください。

Q2 入学資金貸付を受けるためには、いつ申し込めばいいですか。

A2 大阪府育英会 高等学校等入学時増額奨学資金貸付制度は、9月頃に奨学資金と一緒に募集するようになっています。申込みは、在籍する中学校で行います。申込期間は各学校が定める期間となっていますので、必ず中学校へご確認ください。

日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金制度は、第一種または第二種奨学金を申し込む際に、同時に申請を行います（P5のQA5を参照）。

また、日本政策金融公庫の国の教育ローン、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度については、随時の受付となっておりますが、すでに学校に納付した費用は対象にならないこともあります。

詳細については、学校または堺市の相談窓口（P1）のいずれかに相談してください。

Q3 申請した入学資金は、いつ貸与されますか。

A3 入学資金等の貸与には、進学しようとする学校の合格を証明する書類が必要となります。

大阪府育英会の高等学校等入学時増額奨学資金貸付制度の場合、合格発表後、書類提出による借入手続きの完了から概ね10日以内に貸与されます。

大学等への進学の場合、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金は、1回目の奨学金貸与時期にあわせての貸与となります。したがって、入学前の入学金等の納付には間に合いません。その分の資金が不足する場合は、つなぎ融資の活用などがあります。学校または堺市の相談窓口（P1）にご相談ください。

家庭の状況に応じて活用できる母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度については、入学金等の納付締切日を確認のうえ、事前にそれぞれの窓口（P64）に相談しておくことが必要です。

返還について

Q1 貸与奨学金は、いつからいくらずつ返しますか。

A1 日本学生支援機構、大阪府育英会ともに、卒業後に分割で返します。

それぞれの奨学金制度により定められた期間・方法がありますので、それに従ってください。

日本学生支援機構、大阪府育英会においては、卒業後6か月を経過した後に、貸与額に応じて返還が始まります。

なお、高等学校のときに奨学金を利用し、その後大学等に進学した場合、大阪府育英会に届け出ることで、大学等の卒業まで返還が猶予されます。

また、日本学生支援機構の第一種奨学金の返還については、予約採用申込時に「定額返還方式」と、所得に応じて毎月の返還額が変動する「所得連動返還方式」のどちらか1つを選択することとなります。「所得連動返還方式」を選択した場合、保証制度は「機関保証制度」となり、自らが依頼する保証人及び連帯保証人の制度である人的保証は選択できません。

奨学生から返還されたお金は、新たな奨学生のための資金となり、奨学金制度を将来にわたって維持するための大切な財源となります。奨学金を利用する場合は、返還することも念頭において必要額がいくらかよく考え、必ず計画的に返還していきましょう。

☆日本学生支援機構の返還例

第一種奨学金（無利子）

在学採用・1年次から卒業まで貸与した場合（定額返還方式） ※自宅通学

		貸与月額（円）	貸与月数（月）	返還総額（円）	月賦金額（円）	返還回数（年数）
大学	国公立	45,000	48	2,160,000	12,857	168回（14年）
	私立	54,000		2,592,000	14,400	180回（15年）
	国公私共通 （自宅外含む）	30,000		1,440,000	9,230	156回（13年）
短期大学 専修（専門） 2年課程	国公立	45,000	24	1,080,000	7,500	144回（12年）
	私立	53,000		1,272,000	8,833	144回（12年）
	共通 （自宅外含む）	30,000		720,000	6,666	108回（9年）
専修学校 （専門課程） 3年課程	国公立	45,000	36	1,620,000	10,384	156回（13年）
	私立	53,000		1,908,000	12,230	156回（13年）
	共通 （自宅外含む）	30,000		1,080,000	7,500	144回（12年）

第二種奨学金（有利子）

大学（貸与月数48月）の場合

年利0.50%～3%

貸与月額	貸与総額（円）	返還総額（円）	月賦金額（円）	返還回数（年数）
3万円	1,440,000	1,491,061～1,761,917	9,557～11,293	156回（13年）
5万円	2,400,000	2,497,419～3,018,568	13,874～16,769	180回（15年）
8万円	3,840,000	4,045,295～5,167,586	16,855～21,531	240回（20年）
10万円	4,800,000	5,056,654～6,459,510	21,069～26,914	240回（20年）
12万円	5,760,000	6,068,011～7,751,445	25,282～32,297	240回（20年）

短期大学・専修学校専門課程（貸与月数24月）の場合

年利0.50%～3%

貸与月額	貸与総額（円）	返還総額（円）	月賦金額（円）	返還回数（年数）
3万円	720,000	738,184～833,004	6,835～7,713	108回（9年）
5万円	1,200,000	1,239,482～1,448,002	8,607～10,055	144回（12年）
8万円	1,920,000	1,988,116～2,349,227	12,744～15,059	156回（13年）
10万円	2,400,000	2,497,419～3,018,568	13,874～16,769	180回（15年）
12万円	2,880,000	3,004,293～3,672,102	15,647～19,125	192回（16年）

☆大阪府育英会の返還例

- ・高等学校等を卒業後、6 か月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。

(1) 入学時増額奨学資金のみ「37 万円」を借りた場合

・返還月額 4,000 円（返還年額 48,000 円） 返還期間 7 年 9 か月

(2) 奨学資金のみ「30 万円」を借りた場合

・返還月額 8,000 円（返還年額 96,000 円） 返還期間 3 年 2 か月

(3) 入学時増額奨学資金「37 万円」と奨学資金「30 万円」の「総額 67 万円」を借りた場合

・返還月額 10,000 円（返還年額 120,000 円） 返還期間 5 年 7 か月

Q2 返還金を滞納すると、どうなりますか。

A2 本来返還すべき時期にきちんと返還されないと、延滞した期間に応じて延滞金がかかります。借用人が返還しなければ、連帯保証人に請求されます。また、長期にわたる悪質な滞納者に対しては、法的な措置をとり給与の差し押さえなど強制執行を行う場合があります。

〈日本学生支援機構の延滞金〉

日数に応じて年 3%

〈大阪府育英会の延滞金〉

滞納した額に対して滞納期間に応じ、年 8.9 %

Q3 返還が困難になった場合に返還猶予や返還免除が受けられますか。

A3 進学した場合や卒業後、災害又は傷病、その他やむを得ない事由によって返還できなくなった場合は、申請によって返還方法の変更や 1 年単位で返還が猶予される場合もあります。滞納する前に必ず「返還猶予」の手続きについて、各機関にご相談ください。

本人が死亡又は心身に障害があるため、将来にわたって返還ができなくなった場合には、申請によって全額又は、一部の返還が免除されるものもあります。

日本学生支援機構においては、貸与終了後に日本学生支援機構に願い出ることにより、返還中の各種制度があります。

〈減額返還〉経済困難、傷病、災害等で奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を 1/2、1/3、1/4、2/3 に減額する制度です。その分の返還期間は延長になります。返還が困難になっても少しずつ返還ができる制度です。

〈返還期限の猶予〉経済困難、傷病、災害等で奨学金の返還が困難になった場合、返還を待ってもらう制度です。返還期日が先延ばしになります。貸与終了後に引き続き在学する場合や、別の学校に在学する場合も、願い出ることにより返還期限が猶予されます。猶予期間中は無利息です。

〈返還免除〉奨学生本人が死亡または精神・身体の障害により労働能力を喪失した場合、返還未済額の全部または一部が免除される制度です。

大阪府育英会においては、連絡・相談することにより、返還方法の変更（減額）や返還を猶予することができます。

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金

給付型奨学金

1. 対象となる学校種

大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）

※国又は自治体から対象校としての確認を受けた学校のみ

※海外大学は対象外

2. 申込資格……次の（１）・（２）の両方を満たす人

（１）

申込みできる人			注意点
在学中の人	高校等	・2027年3月に初めて高校等（本科）を卒業予定の人	・2026年秋季に卒業予定の人も対象
	高等専門学校	・申込時点で高等専門学校第3学年の人	・既に第4学年に進級した人は含みません
いない人	在学して	・初めて高校等（本科）を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人 ・高等専門学校第3学年修了後2年以内の人	・高卒認定試験合格（予定）者も対象になる場合があります。JASSO ホームページにてご確認ください。

（２）日本国籍を有する人又は外国籍で「法定特別永住者」「永住者」「日本人又は永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在（条件あり）」のいずれかに該当する人

3. 選考の基準

（１）学力基準……次の①・②のいずれかを満たす人

①高等学校等における第1学年から申込時までの評定平均値が5段階評価で3.5以上（5段階評価をしていない学校は、これに準ずる学習成績）

②将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが確認できること（学修意欲の確認は、高校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います）

（２）家計基準……次の①・②の両方を満たす人

①収入基準 奨学金を申し込む生徒等本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計にて判定します。

支給額算定基準額 = 課税標準額×6% - （市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）

※政令指定都市は（市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）に3/4を乗じた額

支援区分	支給額算定基準額
第Ⅰ区分	100円未満
第Ⅱ区分	100円以上 25,600円未満
第Ⅲ区分	25,600円以上 51,300円未満
第Ⅳ区分	51,300円以上 154,500円未満
多子世帯	第Ⅳ区分の収入基準を超過しているが、多子世帯に属している

●年収の目安は両親、本人、中学生の4人世帯を想定しています。

●所得要件の確認は原則として提出されたマイナンバーによりJASSOが確認します。

●多子世帯支援は、扶養するこどもの数が3人以上である世帯（扶養するこどもが3人以上いる間、第一子から支援）が対象となります。理工農系支援は、私立の理工農系の学科等に通う学生が対象となります。対象となる学科等は文部科学省のホームページで公表しています。

【参考】収入・所得の上限額の目安

(★) が給与所得者(会社員等)の世帯(年間の総収入金額)

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	207	298	373	630
3人	あなた、親①(★)、中学生	221	298	373	630
4人	あなた、親①(★)、親②(無収入)、中学生	271	303	378	635
4人	あなた、親①(★)、親②(★)、中学生	親①: 221 親②: 127	親①: 245 親②: 165	親①: 323 親②: 165	親①: 589 親②: 165
5人	あなた、親①(★)、親②(パート)、大学生、中学生	親①: 321 親②: 110	親①: 395 親②: 110	親①: 461 親②: 110	親①: 698 親②: 110

(☆) が給与所得者以外(自営業者等)の世帯(年間の所得金額)

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(☆)	135	192	245	439
3人	あなた、親①(☆)、中学生	147	196	250	443
4人	あなた、親①(☆)、親②(無収入)、中学生	182	212	287	475
4人	あなた、親①(☆)、親②(★)、中学生	親①: 147 親②: 127	親①: 149 親②: 165	親①: 202 親②: 165	親①: 404 親②: 165
5人	あなた、親①(☆)、親②(パート)、大学生、中学生	親①: 217 親②: 110	親①: 277 親②: 110	親①: 353 親②: 110	親①: 530 親②: 110

※表中の数字はあくまでも目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※表中の「あなた」は奨学金を申し込む生徒等本人

②資産基準 申込み時点の奨学金を申し込む生徒等本人と生計維持者の資産額(現金やこれに準ずるもの、預貯金、有価証券や投資信託)の合計額が基準額 5,000 万円未満であること

4. 給付金額

(1) 大学・短期大学・専修学校

(月額)					(年額)
区分	国公立		私立		通信教育 課程
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200 円 (33,300 円)	66,700 円	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円	51,000 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円	34,000 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円	17,000 円
第Ⅳ区分 ※多子世帯 に限る	7,300 円 (8,400 円)	16,700 円	9,600 円 (10,700 円)	19,000 円	12,800 円

●生活保護世帯、児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。

●第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

(2) 高等専門学校（４・５年生）

(月額)

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500 円 (25,800 円)	34,200 円	26,700 円 (35,000 円)	43,300 円
第Ⅱ区分	11,700 円 (17,200 円)	22,800 円	17,800 円 (23,400 円)	28,900 円
第Ⅲ区分	5,900 円 (8,600 円)	11,400 円	8,900 円 (11,700 円)	14,500 円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400 円 (6,500 円)	8,600 円	6,700 円 (8,800 円)	10,900 円

- 生活保護世帯、児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。
- 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

5. 申込方法

進学する前年度に在籍する高等学校等から申込書類を受け取り、インターネットで申込みます。
進学後に大学等を通じて申込み在学採用の実施もあります。

6. 進学後の手続き

- (1) 進学後、「採用候補者決定通知」等必要書類を進学先の大学等に提出し、進学届の提出に必要なIDとパスワードを受け取り、インターネットで「進学届」を提出します。
- (2) 進学先の学校で別途手続きを行うことで、大学等における授業料及び入学金減免も併せて対象となります。
- (3) 適格認定 要件に満たない場合には支給停止・支給額変更や支援が打ち切られることがあります。
 - (家計) 奨学金支給期間中、毎年、奨学金を申し込む生徒等本人と生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、奨学金を申し込む生徒等本人が報告した資産額が、家計基準を満たしているかを JASSO が確認し、10 月分からの支給額に反映されます。
 - (学業成績等) 在学する大学等により、学年末（2 年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が JASSO に報告されます。

貸与型奨学金

1. 対象となる学校種

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）

2. 貸与奨学金の種類

	第一種奨学金	第二種奨学金
利息	利子なし	利子あり (在学中は無利息)
貸与方法	奨学生本人名義の普通預金・通常貯金口座への <u>毎月の振込</u>	



入学時特別増額貸与奨学金
利子あり (在学中は無利息)
第一種又は第二種奨学金の 初回の振込時に 増額して振込（1 回限り）
日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」を申込み 審査が通らなかった人

第一種と第二種奨学金の両方の貸与（併用貸与）も可能

単独での利用はできません

3. 申込資格……次の（１）か（２）のいずれかを満たす人

- （１）３月に高等学校等（本科）を卒業予定の人
（２）高等学校等（本科）を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が２年以内の人
◆外国籍の人は、上記（１）又は（２）を満たし、「法定特別永住者」「永住者」「日本人又は永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在（条件あり）」に該当する人であれば申し込みができます。

4. 選考の基準

（１）学力基準

【第一種（併用貸与を含む）】

次の①・②のいずれかを満たし、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等

- ① 高等学校等における第１学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が５段階評価で３.５以上
②①に該当しない場合は、次の①～③のいずれかの条件に該当し、かつ、将来社会で自立し、及び活躍する目標をもって入学しようとする大学等における学修意欲^{*１}がある者として学校から推薦されれば、学力基準を満たすものとして扱います。

① 生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額が０円である

② 生計維持者（原則父母）が生活保護を受給している

③ 奨学金を申し込む生徒等本人が「社会的養護を必要とする人^{*２}」

*１ 学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施又はレポート提出により行います。

*２ 満１８歳となる前日に（満１８歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等に入所して（養育されて又は一時保護されて）いた人

【第二種】次の①から③のいずれかに該当する者

- ① 高等学校等における第１学年から申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である
② 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる
③ 大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる

（２）家計基準…住民税情報により算出された生計維持者の貸与額算定基準額が下表に該当するか審査を行います。

第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額が 164,600 円以下であること
第一種	生計維持者の貸与額算定基準額が 189,400 円以下であること
第二種	生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること

$$\text{支給額算定基準額}^{\star 1} = \text{課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税調整控除額}^{\star 2} - \text{多子控除}^{\star 3} - \text{ひとり親控除}^{\star 4} - \text{私立自宅外控除}^{\star 5}$$

★１ 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず貸与額算定基準額が０円となります（以下の例外を除く）。

- ・ ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は０円にならない場合があります。

★２ 政令指定都市は、市町村民税調整控除額に 3/4 を乗じた額

★３ 生計維持者が２人を超えるこどもを扶養している場合、２人を超えるこども１人につき 40,000 円を控除します。

★４ ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

★５ 在学採用の審査において、奨学金を申し込む生徒等本人が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。ただし、進学前の予約採用の審査には適用しません。

家計基準の収入・所得の上限額の目安

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
２人	あなた、親①（ひとり親）（★）	761	1,166	706	546	893	500
３人	あなた、親①（★）、親②（無収入）	716	1,133	661	536	879	489
４人	あなた、親①（★）、親②（★※）、中学生	803	1,250	743	552	892	506
５人	あなた、親①（★）、親②（★※）、中学生、小学生	905	1,334	841	629	958	585

※ 表中の数字はあくまでも目安です。家計基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※ 親②（★※）は、例として、（★）が給与所得の世帯の場合（左表）は収入 300 万円、（★）が給与所得以外の世帯の場合は（右表）は所得 200 万円としています。

※ 表中の「あなた」は奨学金を申し込む生徒等本人

5. 貸与金額

進学先 奨学金の種類等		大学			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種 奨学金 (※)	最高月額	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
	最高月額 以外の月額				50,000 円
			40,000 円	40,000 円	40,000 円
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
		20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
第二種奨学金		20,000 円～120,000 円 (10,000 円単位)			
入学時特別増額貸与奨学金		100,000 円～500,000 円 (100,000 円単位)			

（※）給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

* 第一種奨学金は、自宅外通学の場合、自宅通学の月額も選択できます。

* 申込時の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外からの月額から選択することになります。

奨学金の種類等		進学先		短期大学・専修学校（専門課程） ・高等専門学校（本科４・５年生、専攻科）	
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 （※）	最高月額	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
	最高月額 以外の月額		40,000 円	40,000 円	50,000 円
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	40,000 円
		20,000 円	20,000 円	20,000 円	30,000 円
第二種奨学金		20,000 円～120,000 円（10,000 円単位）			
入学時特別増額貸与奨学金 ※高等専門学校（本科４・５年生、専攻科）除く		100,000 円～500,000 円（100,000 円単位）			

（※）給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

* 第一種奨学金は、自宅外通学の場合、自宅通学の月額も選択できます。

* 申込時の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外からの月額から選択することになります。

6. 申込方法

進学する前年度に在籍する高等学校等から申込書類を受け取り、インターネットで申込みます。

進学後に大学等を通じて申込む在学採用もあります。

ただし、在学採用時は、入学時特別増額貸与奨学金の申込は不可。

7. 進学後の手続き

（１）進学後、「採用候補者決定通知」等必要書類を進学先の大学等に提出し、進学届の提出に必要な ID とパスワードを受け取り、インターネットで「進学届」を提出します。

（２）適格認定…毎年 1 回、「奨学金継続願」を提出します。在学する大学等により、奨学生として適格性が保たれているか確認され、機構に報告されます。学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）されることがあります。

8. 貸与奨学金の返還

奨学金の返還は貸与終了の翌月から数えて 7 か月目の月（3 月に貸与終了した場合は 10 月）に貸与終了時に登録した口座から毎月 27 日に振替（引落し）により始まります。毎月の返還額・返還期間は、選択した返還方式等により異なります。

第一種奨学金は「定額返還方式」と「所得連動返還方式」のどちらか 1 つを申込時に選択します（P 9 参照）。申込時に選択した返還方式は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみです。

利率は、選択した「利率の算定方式」に従って、貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。

令和8年度 高校生向け「堺未来応援奨学金」のお知らせ

経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。
寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付され、原則として返済不要です。

1. 対象となる方

次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１）令和8年7月1日時点で、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒

※ 正規の修業年限以内の者に限る

（２）令和7年分（令和7年1～12月）の保護者等（親権者全員）の合計所得額が基準額以下の世帯（下の基準額表を参照）

※ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯又は市府民税所得割額が0円（非課税）で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」を受給できる方は除きます。

※特別支援学校の高等部に在籍する方は、生活保護（生業扶助）受給世帯又は市府民税所得割額が0円（非課税）の世帯も対象です。

（基準額表） ※ この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額 (給与収入の目安)	217万円 (337万円)	258万円 (391万円)	315万円 (462万円)	353万円 (509万円)	395万円 (561万円)

2. 給付金額 上限 60,000円（一括支給）

※課程等により、金額が異なります。

3. 募集人数 500人程度（経済的に困窮度の高い順に決定）

※結果通知の発送及び支給時期は、2月頃の予定です。

（通信制及び専攻科は、3月頃の予定です。）

4. 申請期間 9月1日（火）～30日（水）

※区役所での申請は土・日・祝日を除く 9時 ～ 17時 15分。

5. 申請方法 ◆電子申請

◆郵送 ホームページより申請書をダウンロード（9月1日から可能）し、必要事項を記入のうえ、生徒本人名義の預金口座がわかるもの（通帳等）のコピーを添付して、堺市教育委員会学務課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1）へ。9月30日消印有効。

◆各区役所 企画総務課窓口

（持ち物）① 生徒本人及び保護者の印鑑（ただし、本人が署名する場合は不要）

※ 朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座がわかるもの（通帳等）のコピー

<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL：072-228-7485 FAX：072-228-7256

令和8年度 大学生向け「堺未来応援奨学金」のお知らせ

経済的理由により修学が困難な大学生等に、奨学金を給付します。

寄附金等を積み立てた「堺市奨学等基金」から給付され、原則として返済不要です。

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1. 給付金額 | 年額 120,000円（一括支給） |
| 2. 募集人数 | 120人程度
※ 成績値の高い順に決定します。 |
| 3. 申請期間 | 10月1日（木）～31日（土）
※ 結果通知は、2月頃に発送します。 |



**電子申請(10月1日から)や
制度の詳細はこちらから**

4. 対象となる方

次の（１）～（４）の要件を全て満たす方

- （１）大学、短期大学、高等専門学校（１～３年生を除く）、専修学校（専門課程）の学生であること。
- （２）日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）が実施する給付型奨学金（第Ⅰ～第Ⅲ区分）を令和８年度４月分から９月分まで継続して受給していること。※貸与型のみ受給している方は対象外です。
- （３）令和８年４月３０日から申請日までの期間に継続して、本人又はその生計維持者が堺市内に住所（住民票）を有すること。
※ DV 等により、住民票を動かさずに堺市に居住中の方は、居住状況が確認できる書類を申請書に添付してください。
- （４）成績値が０～４の５段階評価にして平均３.０以上であること。
※詳しくは、「７. 成績値の換算方法について」をご覧ください。

5. 申請方法

以下のいずれかの方法により申請してください。 ※区役所では申請できません。

◆電子申請

◆郵送

市ホームページからダウンロード（１０月１日から可能）した申請書、又は各区役所市政情報コーナー（堺区役所は市政情報センター）に配架している申請書に、必要事項を記入の上、必要書類を添付して、堺市教育委員会学務課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1）へ。１０月３１日消印有効

6. 提出書類 (1) 申請書

(2) 成績値を証明する書類（氏名及び各科目の成績値の記載要）

大学等 1 年生…高等学校等の第 1 学年から最終学年まで

大学等 2 年生…大学等第 1 学年から申請時まで

大学等 3 年生…大学等第 1 学年から申請時まで

大学等 4 年生…大学等第 1 学年から申請時まで

高等専門学校 4 年生…高等専門学校第 1 学年から第 3 学年まで

高等専門学校 5 年生…高等専門学校第 4 学年から申請時まで

※封緘されている証明書の場合は、開封せずに郵送でご提出ください。

(3) JASSO の給付型奨学金（第Ⅰ～第Ⅲ区分）を令和 8 年度 4 月分から 9 月分まで継続して受給していることがわかる書類（例：スカラネット・パーソナル内の給付奨学金情報及び支援区分適用履歴がわかる部分の画面コピー。詳細は、オモテ面の 2 次元コード（堺市ホームページ）の「対象となる方」の※1 内『スカラネット・パーソナルで支援区分を確認する方法』をご確認ください。）

(4) 申請者（学生）本人名義の預金口座がわかるもの（通帳等）のコピー

※封緘されていない(2)の証明書・(3)・(4)は添付データで電子申請が可能です

7. 成績値の換算方法について

成績値は、「各科目の換算値の合計÷総科目数」（端数処理なし）で計算します。なお、評価不能科目は計算から除外します。（成績値の換算方法は、以下の表を参考にしてください。）

① 5 段階評価による換算

ABC 制	優良可制	換算値
A	秀	4
B	優	3
C	良	2
D	可	1
E（不合格）	不可	0

② 4 段階評価による換算

ABC 制	換算値
A	4
B	2.67
C	1.33
D（不合格）	0

③ 6 段階評価による換算

ABC 制	換算値
S	4
A	3.2
B	2.4
C	1.6
D	0.8
E（不合格）	0

8. 留意事項

本奨学金は、JASSOを含む他のすべての奨学金との併給が可能です。ただし、他の奨学金の中には併給を認めていないものもあり、本奨学金を受給することで、他の奨学金の受給資格を失う可能性があるため、申請前に各奨学金の併給条件をご確認ください。

<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL：072-228-7485 FAX：072-228-7256

高等学校等奨学のための給付金制度について（国公立）

【通常申請】



国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者等）全員が**大阪府内に在住していること**。（※1）
- ② 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。）
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、
又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校も対象です。）
原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

<高等学校等就学支援金の対象生徒の場合>

- ⑤ 保護者等全員の**令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が**
 - ・非課税（0円）の世帯
 - ・105,500円未満の世帯
 - ・105,500円以上182,500円未満の世帯 のいずれかであること。又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。

<高等学校等就学支援金（経過措置）及び高校生等新修学支援等の対象生徒の場合>

- ⑤ 保護者等全員の**令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が**
 - ・非課税（0円）の世帯又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。

- ※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。
- ⑥ 保護者等（親権者等）が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
 - ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。
 - ⑧ 支給の回数は、毎年度1回、全日制：通算3回、定時制・通信制：通算4回 を上限とします。
学び直し支援金の支給対象者は、上記回数に加えて 全日制：1回、定時制・通信制：最大2回 までを上限とします。

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※2)	国籍等 確認書類	通帳等の 写し	在学証明 書等
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●(※3)	●	▲(※4)
区分2・3・4: 課税・非課税世帯	●	—	●	●(※3)	●	▲(※4)

※2 次の①～③のいずれかの書類です。

(基準日(令和8年7月1日)以降、且つ申請日から3ヶ月以内に発行された令和8年度のもの。)

- ①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
- ②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー
(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
- ③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

- ※3 大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。
国籍等確認書類とは、次の④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、
⑥(生徒が家族滞在している場合)の書類です。
- ④国籍を確認できる書類
 - ・住民票の写し
 - ⑤在留資格及び在留期間がわかる書類
 - ・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等
- ※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。
- ⑥在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

- ※4 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和8年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です。
(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。



保護者等(親権者等)全員、税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。
課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

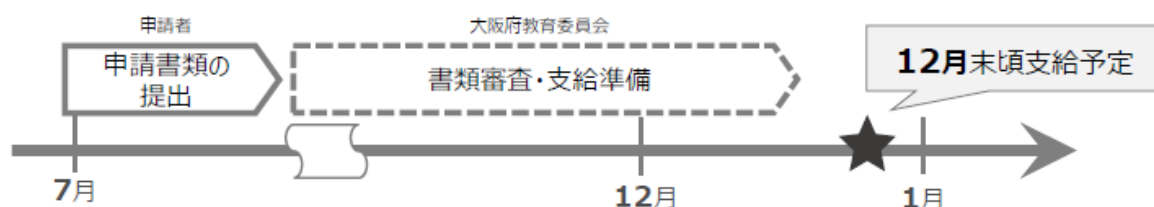
母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要?



必要です!



申請から支給までの流れ



- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、学校が定める期限までにお通いの学校事務室へご提出ください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
- ⑧ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	32,300円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円
3	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が100円以上、105,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※5)	47,900円	16,830円
4	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が105,500円以上、182,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※5)	35,930円	12,630円

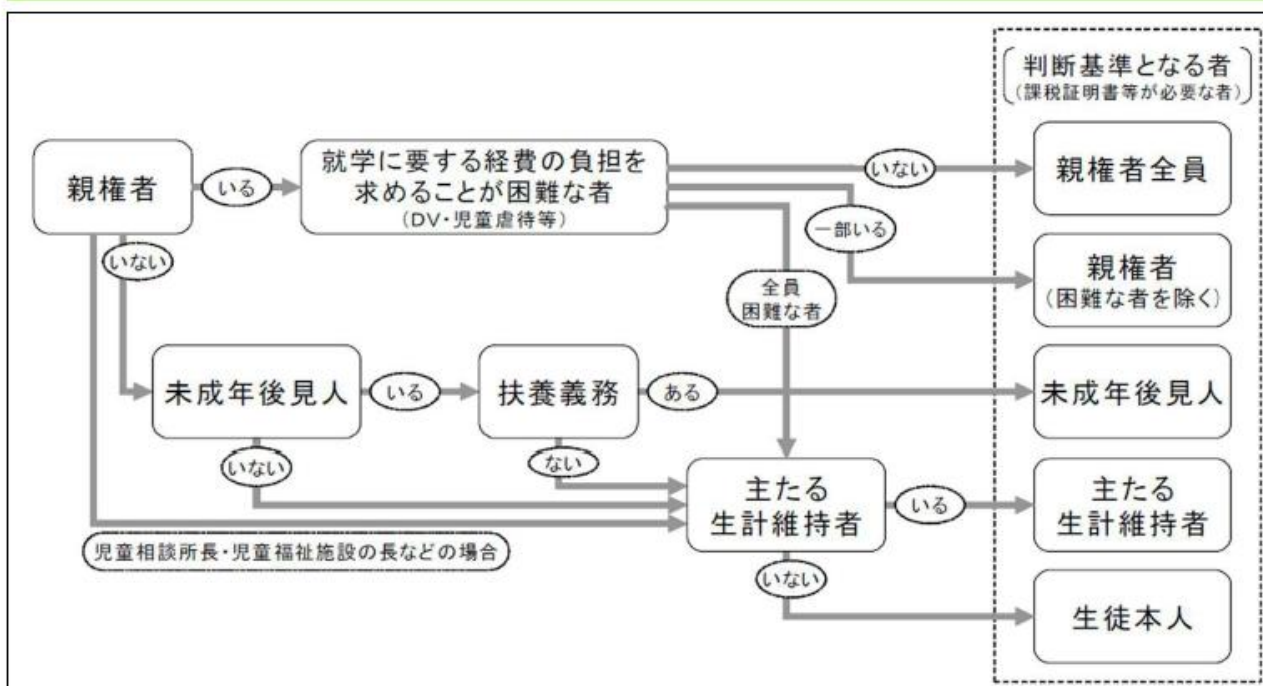
※5 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

●申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて行います。

申請書類は、学校が定める期限までにお通いの学校事務室へご提出ください。

●給付の審査結果や振込日は、12月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

保護者等(親権者等)の考え方



お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ



大阪府 公立高校 奨学のための給付金

対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金等の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

就学支援金(経過措置)、高校生等・新修学支援制度の支給を受ける資格
を有しているか、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)
【旧制度】の補助対象ですか。

いいえ

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の
「所得割額」は以下のいずれかですか。

105,500円未満

105,500円以上、
182,500円未満

182,500円以上

区分1

区分2

区分3

区分4

対象外

国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税(0円)の世帯** 又は **下記区分に該当する世帯**であること。
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有していること**。(※1)
- ③ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和8年7月1日現在において休学していないこと。(大阪府外の国公立高等学校等も対象です。)
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

- ⑥ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。
- ⑧ 支給の回数は、毎年度1回、通算2回(ただし高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とします。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきもの＝「生計維持者」のことで、生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

給付金額

区分	対象生徒の区分		給付金額(年額)
			専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒		50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	(専攻科の生徒への修学支援【新制度】) 16,830円 (専攻科の生徒への修学支援【旧制度】) 10,100円
		イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている生徒	(専攻科の生徒への修学支援【新制度】) 12,630円 (専攻科の生徒への修学支援【旧制度】) 10,100円

申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

●奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の5)

●保護者等全員の課税証明書等

※次の①～③のいずれかの書類です。(令和8年度のものがが必要です。)

- ①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
- ②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
- ③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

●給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ) の判別できる部分の写しを提出してください。

●国籍等確認書類・・・④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、⑥(生徒が家族滞在している場合)

④国籍を確認できる書類

・住民票の写し

⑤在留資格及び在留期間がわかる書類

・在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し 等

※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。

⑥在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

●在学証明書

※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和8年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

保護者等全員、税の申告が必要です！

事業を営まれている方、収入が0円である場合も申告が必要です。

申告がお済みでない場合は、発行前に必ず申告してください。

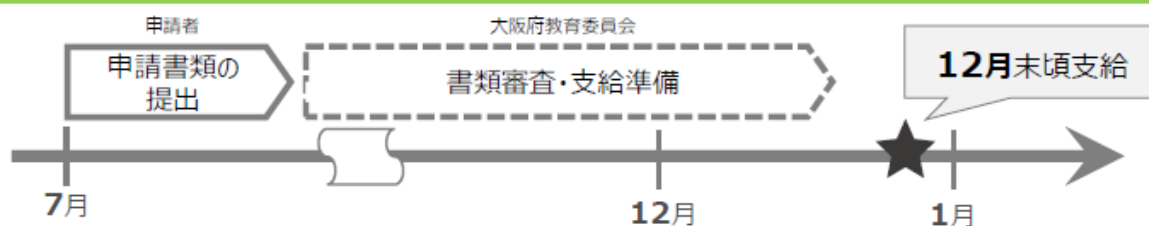
母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要？



必要です！



申請から支給までの流れ



- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。申請書類は、学校が定める期限までにお通りの学校事務室へご提出ください。

- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。支給は12月末頃を予定しています。

⑤ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。

- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ



大阪府 公立高校 奨学のための給付金

対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、
高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が

105,500円未満
の世帯

区分2 ア

264,500円未満であり、
扶養する子が3人以上いる
世帯

区分2 イ

どちらにも
当てはまらない

対象外です。

ただし、収入が激減して家
計が急変し、急変後1年間
の収入が非課税又は区分2
相当に減少した世帯は、
給付金の支給対象となる
場合があります。

「国公立高等学校等奨学
のための給付金
(家計急変世帯への支援)
受給申請手続きについて」
をご覧ください。

区分1

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対し、奨学のための給付金の年額の1/4(4～6月分)を早期(10月末頃)に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。
通常給付では、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4(4～6月分)しか支給されません！
別途、通常給付の申請を行うことで、残りの3/4(7月～翌年3月分)を受け取れます。
④前倒し給付と通常給付は支給要件が変わるため、それぞれの申請に必要な書類が異なります。
- 通常給付の対象となる方については、前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。
その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。(④前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。)

支給対象となる要件

令和8年4月1日現在において、次の①から⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員が大阪府内に在住していること。(※1)
- ② 生徒が令和8年4月1日に高等学校等の第1学年に新入学した生徒であること
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、
又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。(大阪府外の国公立高等学校も対象です。)
原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

<高等学校等就学支援金の対象生徒の場合>

- ⑤ 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が
・非課税(0円)の世帯
・105,500円未満の世帯
・105,500円以上182,500円未満の世帯 のいずれかであること。
又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。(※2)

<高等学校等就学支援金(経過措置)及び高校生等新修学支援等の対象生徒の場合>

- ⑤ 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が
・非課税(0円)の世帯又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

※2 令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯、105,500円未満の世帯、105,500円以上182,500円未満の世帯又は令和8年7月1日現在において生活保護(生業扶助)受給世帯である場合は通常給付の支給対象となります。

④ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

④ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※3)	国籍等 確認書類	通帳等の 写し	在学証明 書等
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●(※4)	●	▲(※5)
区分2・3・4:課税・非課税世帯	●	—	●	●(※4)	●	▲(※5)

※3 次の①～③のいずれかの書類です。

(基準日(令和8年4月1日)以降、且つ申請日から3ヶ月以内に発行された令和7年度のもの。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー

(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※4 大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。

国籍等確認書類とは、次の④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、⑥(生徒が家族滞在している場合)です。

④国籍を確認できる書類

・住民票の写し

⑤在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し 等

※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。

⑥在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

※5 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、

生徒本人の在学証明書(令和8年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です

(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

保護者等(親権者等)全員、税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。

課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要?

必要です!

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額の1/4)	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	8,075円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	35,925円	12,625円
3	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 100円以上、105,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	11,975円	4,207円
4	105,500円以上、182,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	8,982円	3,157円

※6 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

●申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて行います。

申請書類は、学校が定める期限までにお通いの学校事務室へご提出ください。

●前倒し給付の審査結果や振込日は、10月末頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

申請から支給までの流れ

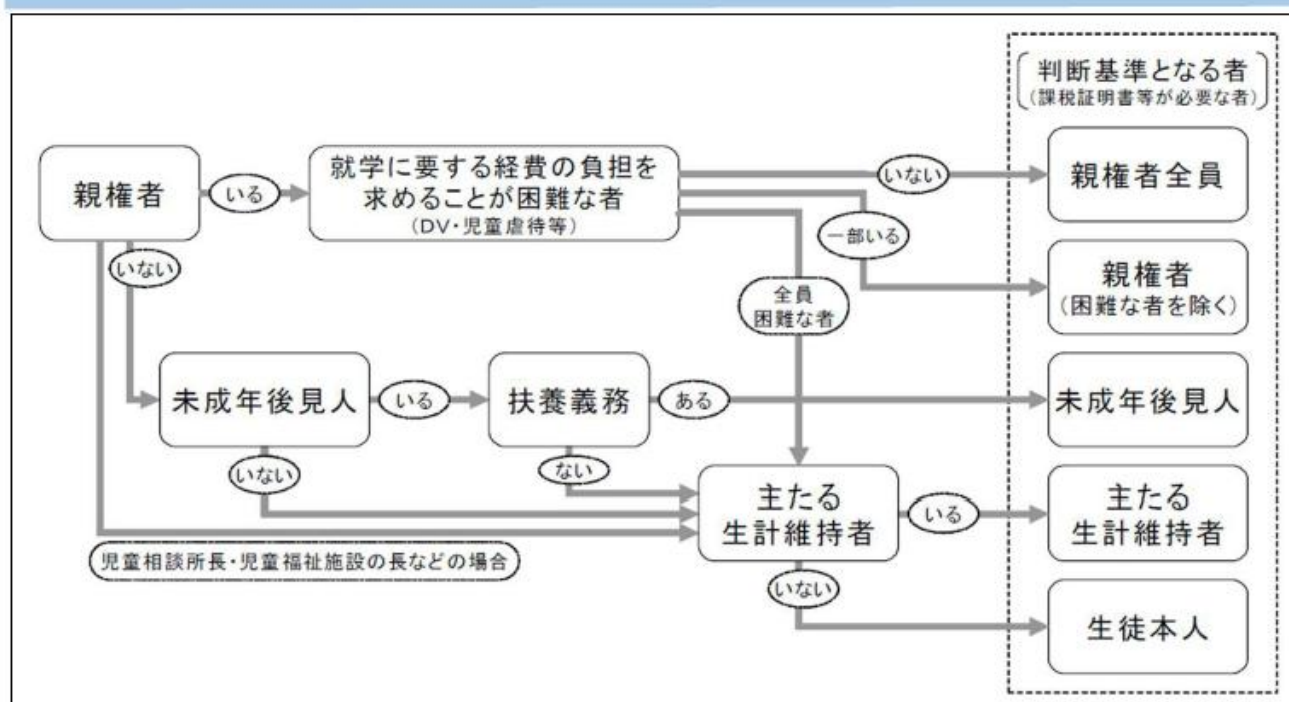
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を申請する場合	前倒し給付申請			支給 (年額1/4)		
	通常給付申請					支給 (年額3/4)
前倒し給付を申請しない場合	通常給付申請					支給 (年額)



前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません！
通常給付の要件に該当する場合は別途申請を行ってください。

書類不備の解消等の遅れにより10月支給に間に合わない場合は、12月以降の支給となります。

保護者等(親権者等)の考え方



お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ



大阪府 公立高校 奨学のための給付金

対象区分確認シート

4月1日現在において、生徒は、就学支援金等の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

4月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

4月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和7年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

就学支援金(経過措置)、高校生等・新修学支援制度の支給を受ける資格
を有しているか、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)
【旧制度】の補助対象ですか。

いいえ

令和7年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の
「所得割額」は以下のいずれかですか。

105,500円未満

105,500円以上、
182,500円未満

182,500円以上

区分1

区分2

区分3

区分4

対象外

専攻科用

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）を早期（10月末頃）に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。
通常給付では、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません！
別途、通常給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 通常給付の対象となる方については、前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。
その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（⑩前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。）

支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、令和8年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税（0円）の世帯** 又は **下記区分に該当する世帯**であること。（※1）
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有していること**。（※2）
- ③ 生徒が令和8年4月1日に高等学校等**専攻科に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等専攻科に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校等専攻科も対象です。）
原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

※1 令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**。

又は令和8年7月1日現在において下記区分に該当する世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。

※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

⑩ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

⑪ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきもの＝「生計維持者」のことで、
生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額の1/4）
		専攻科
1	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯に扶養されている生徒	12,625円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	（専攻科の生徒への修学支援【新制度】） 4,207円 （専攻科の生徒への修学支援【旧制度】） 2,525円
	イ 264,500円未満であり、 扶養する子が3人以上いる世帯（※3）に扶養されている生徒	（専攻科の生徒への修学支援【新制度】） 3,157円 （専攻科の生徒への修学支援【旧制度】） 2,525円

※3「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいいます。

○ 高等学校等就学支援金対象者以外とは、高等学校等就学支援金（経過措置）や高校生等新修学支援の認定者等を指します。

申請に必要な書類

●奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の5)前倒し給付申請用

●保護者等全員の課税証明書等

※次の①～③のいずれかの書類です。(令和7年度のものが必要です。)

- ①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
- ②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
- ③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

●給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の判別できる部分の写しを提出してください。

●国籍等確認書類…④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、⑥(生徒が家族滞在している場合)

④国籍を確認できる書類

・住民票の写し

⑤在留資格及び在留期間がわかる書類

・在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等

※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。

⑥在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

●在学証明書

※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和8年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

保護者等全員、税の申告が必要です！

収入が0円である場合も申告が必要です。

課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要？



必要です！



申請から支給までの流れ

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を申請する場合	前倒し給付申請	→			支給 (年額1/4)	
	通常給付申請	→				支給 (年額3/4)
前倒し給付を申請しない場合	通常給付申請	→				支給 (年額)



前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません！

通常給付の要件に該当する場合は別途申請を行ってください。

書類不備の解消等の遅れにより10月支給に間に合わない場合は、12月以降の支給となります。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。

申請書類は、学校が定める期限までにお通りの学校事務室へご提出ください。

- 前倒し給付の審査結果や振込日は、10月末頃に郵送する通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ



大阪府 公立高校 奨学のための給付金

国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて

制度の概要

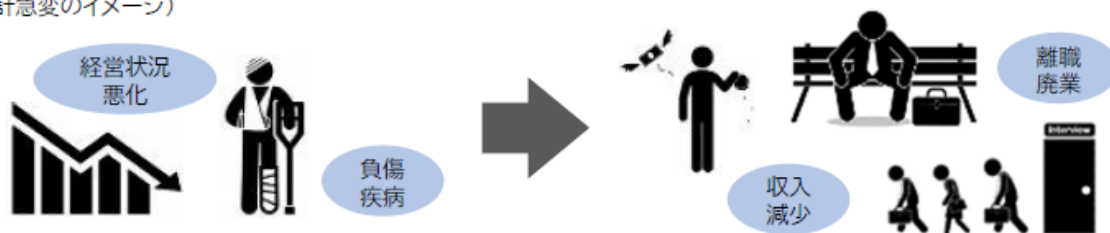
- 自己の責めに帰することのできない事由(※1)により、保護者等(親権者等)(※2)の収入が減少して家計が急変した世帯に対して、奨学のための給付金(※3)を支給します。

※1 負傷や疾病、経営状況の悪化などによる離職・休職・廃業・収入減少など(離婚・死亡は対象になりません)。対象となる事由は、P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。

※2 P.5の考え方のとおりです。

※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。

(家計急変のイメージ)



支給対象となる要件

- 基準日**(P.4「給付金額」参照)現在の状況が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員が大阪府内に在住していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ② 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。
原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑤ 家計急変の発生事由が別に定める要件に該当すること。
→ P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ⑥ 令和7年12月2日から令和8年12月1日までに家計急変した者であること。
→ 令和8年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。

< 高等学校等就学支援金の対象生徒の場合 >

- ⑦ 保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額(※4)が
 - ・非課税(0円)であると認められる世帯
 - ・100円以上105,500円未満であると認められる世帯
 - ・105,500円以上182,500円未満であると認められる世帯 のいずれかであること。

< 高等学校等就学支援金(経過措置)及び高校生等新修学支援等の対象生徒の場合 >

- ⑦ 保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額(※4)が
 - ・非課税(0円)の世帯であると認められること。

※4 家計急変事由の発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変事由の発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことで。

申請に必要な書類

●申請書に併せて、次の①～⑤の書類を提出してください。

①令和8年度 市町村民税・府民税の課税証明書等 保護者等(親権者等)全員必要

→ 次のA～Cのいずれかの書類です。

A: 課税証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

B: 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

C: 納税通知書の写し(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

事前に
確認を!

**保護者等(親権者等)全員、
税の申告が必要です!**

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?



必要です!



②家計急変の発生事由を証明する書類

令和8年度非課税でない家計急変事由が発生した
保護者等(親権者等)全員について必要

→ 次のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。また、家計急変の発生事由によって提出書類が異なります。
詳細は、P.3『●「②家計急変事由を証明する書類」について』をご参照ください。

A: 離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など

B: 離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書(※5)、
その他事由を証明できる書類(理由によって異なります)

③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等(親権者等)全員必要

→ 家計急変事由が発生した翌月(月の1日に家計急変した場合は当月)から連続3か月分の収入について、
次のA～Cいずれかの書類が必要です。

なお、審査の状況により、追加で3か月分以上の書類の提出をお願いする場合があります。

A: 給与収入の場合…給与明細の写し

B: 給与収入以外(事業収入など)の場合…収入証明書(※5)

C: 収入が0円で、給与明細の写しや公的書類がない場合…無収入誓約書(※5)

④国籍・在留資格等が確認できる書類

→ 国籍等確認書類とは、次の④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、
⑥(生徒が家族滞在している場合)の書類です。

④ 国籍を確認できる書類

・住民票の写し

⑤ 在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等
※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。

⑥ 在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も
併せて提出してください。

※大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、
高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。

⑤給付金振込先口座の通帳等の写し (申請書に貼付してください)

※5 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通りの
学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由			提出書類(※6)
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A):解雇 12(1B):天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A):特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B):特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C):期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A):事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B):事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C):正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D):正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B:雇用保険受給資格者証又は離職票
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B:診断書等
廃業		自己の責めに帰することのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A:廃業届出書 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:廃業届出書 B:診断書等
休職(休業)		負傷、疾病等によるもの。	A:休職(休業)を証明する書類 B:診断書等
上記以外による収入の減少		自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B:事由申立書(※8)

※6 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限りません。

※7 事由によって異なります。例)妊娠、出産、育児等による場合…母子健康手帳の写し等

※8 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

●申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通りの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。

●申請書類は、学校が定める期限までにご提出ください。

●審査結果や振込日は、令和9年1月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。支給は令和9年1月末頃を予定しています。

④ 申請書の提出が遅れた場合や審査状況によって、支給日が遅れる可能性があります。

●生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

	～7月1日	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月
令和8年7月1日以前に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (年額)
令和8年7月2日以降に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (事由発生日により 異なる)

給付金額

●給付金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変事由の発生日(離職日・休職開始日・廃業日等)によって定められます。

- ④ 家計急変事由が、勤務時間の短縮やシフト日数の減少、給料の減額などによる収入減少の場合、家計急変事由の発生日は収入が減少し始めた月の給与振込日とします。

家計急変事由の発生日	基準日	給付金額
令和8年7月1日以前	令和8年7月1日	年額(下記<給付金額>を参照)
令和8年7月2日以降	家計急変事由の発生日の翌月1日 (発生日が月の1日の場合は当月1日)	年額÷12か月×基準日の属する月から翌年3月までの月数 より算出した金額(例3を参照)

例1)令和8年4月25日に離職した場合、基準日は令和8年7月1日 → 年額を支給

例2)令和7年12月15日に離職した場合、基準日は令和8年7月1日 → 年額を支給

例3)令和8年7月分の給与(給与振込日は7月25日)から収入減少した場合、基準日は令和8年8月1日
→ 年額143,700円 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 95,800円 を支給(非課税相当世帯の場合)



家計急変事由の発生日が令和8年7月2日以降であれば奨学のための給付金(通常申請)と併せて申請できます。詳細は学校事務室へご相談ください。

<給付金額>

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額)	
		全日制・定時制	通信制
1	家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)相当であると認められる世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 家計急変により、100円以上、105,500円未満相当であると認められる世帯に扶養されている生徒(※9)	47,900円	16,830円
3	家計急変により、105,500円以上、182,500円未満相当であると認められる世帯に扶養されている生徒(※9)	35,930円	12,630円

※9 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

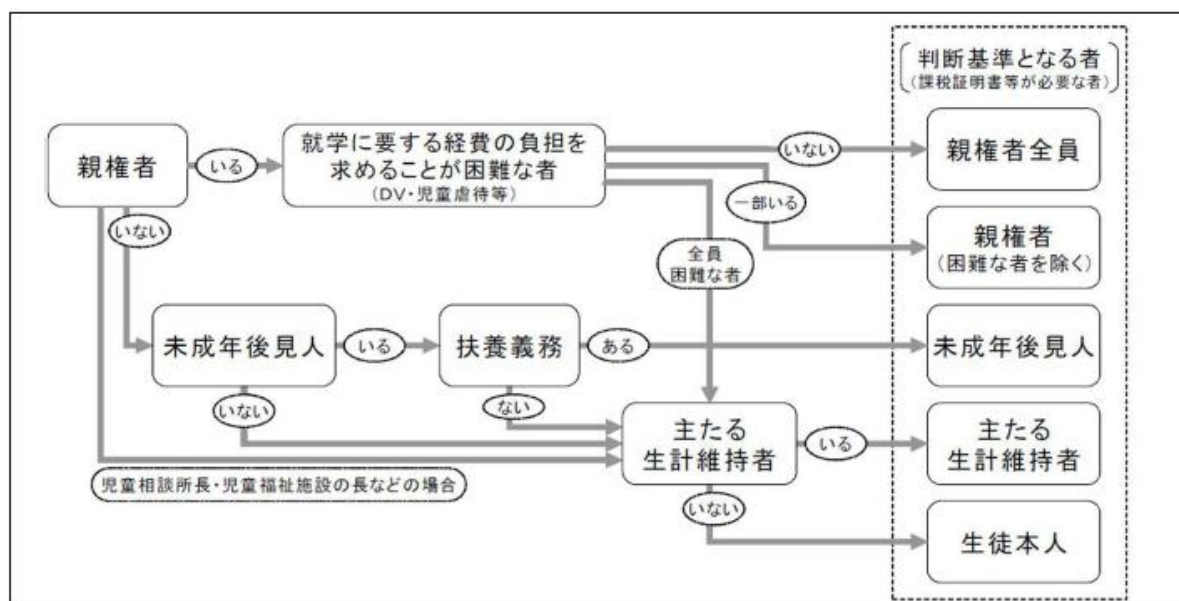
●所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約370万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

- ④ 「給与収入」は給与や賞与などの合計金額を、「給与収入以外(所得)」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

- ④ 区分2・3に該当される場合は提出の「家計急変後の収入を証明する書類」を基に所得割額(推定)を算出し区分を判定します。

保護者等（親権者等）の考え方



FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、収入がいずれの給付区分か等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象です。家計急変が発生した父・母いずれか(あるいは両者)の家計急変事由がわかる書類等をご提出ください。
併せて、両親の世帯合計収入(推定)が各区分に該当する必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも10～12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
 TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階
 大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ



大阪府 公立高校 奨学のための給付金

国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて

制度の概要

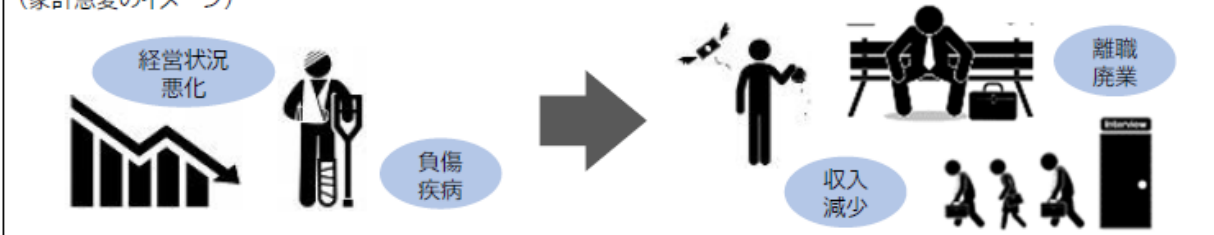
- 自己の責めに帰することのできない事由(※1)により、保護者等全員(※2)の収入が減少して家計が急変した世帯に対して、奨学のための給付金(※3)を支給します。

※1 負傷や疾病、経営状況の悪化などによる離職・休職・廃業・収入減少など(離婚・死亡は対象になりません)。対象となる事由は、P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。

※2 就学支援金の保護者等の考え方と同じです。

※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。

(家計急変のイメージ)



支給対象となる要件

- 基準日**(P.4「給付金額」参照)現在の状況が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ①保護者等が大阪府内に住所を有していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ②家計急変の発生事由が別に定める要件に該当すること。
→ P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ③保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額が対象生徒の区分(P.4「給付金額」)相当であると認められる世帯であること。(※4)
- ④令和7年12月2日から令和8年12月1日までに家計急変した者であること。
→ 令和8年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。
- ⑤生徒が国公立の高等学校等専攻科に在学していること。
- ⑥生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ⑦原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑧生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)

※4 家計急変事由の発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変事由の発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことです。

申請に必要な書類

●申請書に併せて、次の①～⑤の書類を提出してください。

①令和8年度 市町村民税・府民税の課税証明書等 保護者等全員必要

→ 以下のいずれかの書類が必要です。

A: 課税証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

B: 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

C: 納税通知書の写し(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

保護者等全員、税の申告が必要です！

収入が0円である場合も申告が必要です。

申告がお済みでない場合は、課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

事前に
確認を！

②家計急変の発生事由を証明する書類 令和8年度非課税でない保護者等について必要

→ 以下のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。また、家計急変の発生事由によって提出書類が異なります。詳細は、P.3『●「②家計急変事由を証明する書類」について』をご参照ください。

A: 離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など

B: 離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書(※5)、
その他事由を証明できる書類(理由によって異なります)

③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等全員必要

→ 家計急変事由が発生した翌月(月の1日に家計急変した場合は当月)から連続3か月分の収入について、以下のいずれかの書類が必要です。

なお、審査の状況により、追加で3か月分以上の書類の提出をお願いする場合があります。

A: 給与収入の場合…給与明細の写し

B: 給与収入以外(事業収入など)の場合…収入証明書(※5)

C: 収入が0円で、給与明細の写しや公的書類がない場合…無収入誓約書(※5)

④国籍・在留資格等が確認できる書類

→ 国籍等確認書類とは、次の④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、

⑥(生徒が家族滞在している場合)の書類です。

④ 国籍を確認できる書類

・住民票の写し

⑤ 在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等
※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。

⑥ 在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

※大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、
高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。

⑤給付金振込先口座の通帳等の写し (申請書に貼付してください)

⑥生徒本人の在学証明書(※5)

国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、
お通いの学校を介さず申請を行う場合のみ必要です。

※5 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通いの学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由			提出書類(※6)
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A):解雇 12(1B):天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A):特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B):特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C):期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A):事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B):事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C):正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D):正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B:雇用保険受給資格者証 又は離職票
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B:診断書等
廃業		自己の責めに帰することのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A:廃業届出書 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:廃業届出書 B:診断書等
休職(休業)		負傷、疾病等によるもの。	A:休職(休業)を証明する書類 B:診断書等
上記以外による収入の減少		自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B:事由申立書(※8)

※6 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限りません。

※7 事由によって異なります。例)妊娠、出産、育児等による場合…母子健康手帳の写し等

※8 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通りの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
- 申請書類は、学校が定める期限までにご提出ください。
- 審査結果や振込日は、令和9年1月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は令和9年1月末頃を予定しています。
- ③ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

	～7月1日	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月
令和8年7月1日以前に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (年額)
令和8年7月2日以降に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (事由発生日により 異なる)

給付金額

●給付金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変事由の発生日(離職日・休職開始日・廃業日等)によって定められます。

- ⑩ 家計急変事由が、勤務時間の短縮やシフト日数の減少、給料の減額などによる収入減少の場合、家計急変事由の発生日は収入が減少し始めた月の給与振込日とします。

家計急変事由の発生日	基準日	給付金額
令和8年7月1日以前	令和8年7月1日	年額(下記<給付金額>を参照)
令和8年7月2日以降	家計急変事由の発生日の翌月1日 (発生日が月の1日の場合は当月1日)	$\text{年額} \div 12 \text{か月} \times \text{基準日の属する月から翌年3月までの月数}$ より算出した金額(例3を参照)

例1) 令和8年4月25日に離職した場合、基準日は令和8年7月1日 → 年額を支給

例2) 令和7年12月15日に離職した場合、基準日は令和8年7月1日 → 年額を支給

例3) 令和8年7月分の給与(給与振込日は7月25日)から収入減少した場合、基準日は令和8年8月1日

→ $\text{年額} 50,500 \text{円} \div 12 \text{か月} \times 8 \text{か月}(8 \text{月} \sim \text{翌年} 3 \text{月}) = 33,666 \text{円}$ (少数点以下切捨)を支給
(非課税相当世帯の場合)

<給付金額>

区分	対象生徒の区分		給付金額(年額)
			専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒		50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	(専攻科の生徒への修学支援【新制度】) 16,830円 (専攻科の生徒への修学支援【旧制度】) 10,100円
		イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯(※3)に扶養されている生徒	(専攻科の生徒への修学支援【新制度】) 12,630円 (専攻科の生徒への修学支援【旧制度】) 10,100円

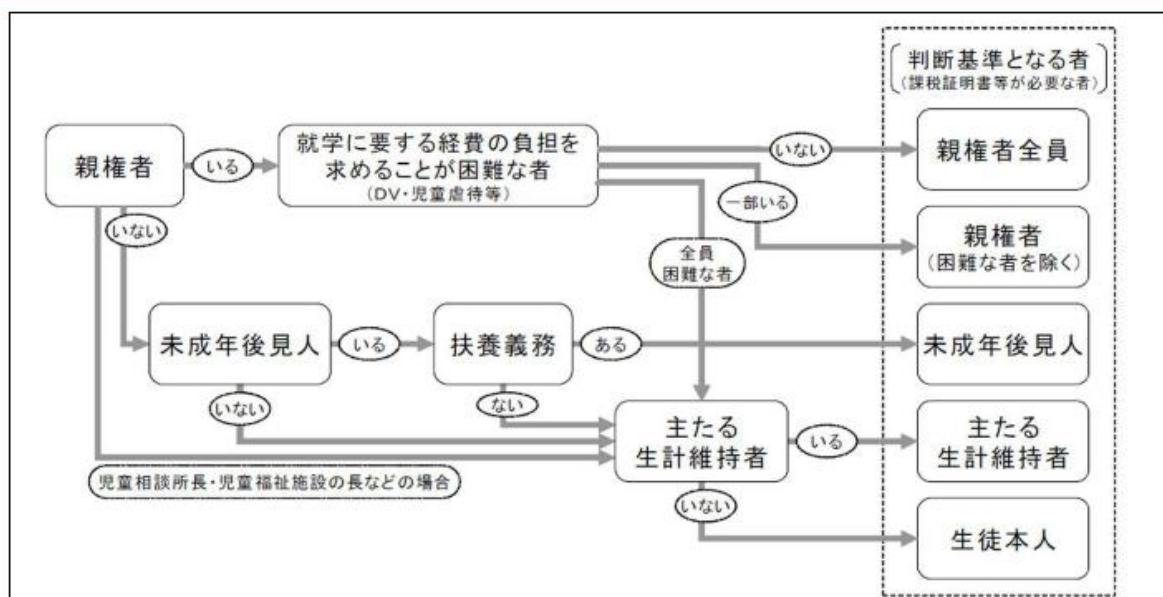
●所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約370万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

- ⑪ 「給与収入」は給与や賞与などの合計金額を、「給与収入以外(所得)」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

- ⑫ 区分2・3に該当される場合は提出の「家計急変後の収入を証明する書類」を基に所得割額(推定)を算出し区分を判定します。

保護者等（親権者等）の考え方



FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、収入が対象区分相当であるか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象です。家計急変が発生した父・母いずれか(Q2では父)の家計急変事由がわかる書類等をご提出ください。
併せて、両親の世帯合計収入(推定)が各区分に該当する必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも10～12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ



大阪府 公立高校 奨学のための給付金

高等学校等奨学のための給付金制度について(私立)

【通常申請】



【大阪府認可の高等学校等用・通常制度】
【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。(令和8年度)

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和8年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和8年度の市町村民税及び道府県民税の所得割(以下「所得割」という。)の合算額が、対象生徒の世帯区分に該当すること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援金の支給を受ける資格を有する者、もしくは高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと
(令和9年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

対象生徒の世帯区分		給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	
2	令和8年度の所得割が非課税の世帯	152,000円	52,100円
3	令和8年度の所得割の合算額が100円以上105,500円未満の世帯※	50,670円	17,370円
4	令和8年度の所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯※	38,000円	13,030円

※世帯区分3、世帯区分4は就学支援金新制度又は学び直し支援金新制度の対象者のみ。

申請先

在学する高等学校等

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

学校が定める期限

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。
下記の区分については、表面の【給付金額】をご参照ください。

全世帯区分 共通	●奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の1）
	※世帯区分にかかわらず提出が必要です。 ※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。
世帯区分1	●生活保護受給証明書の原本
	※令和8年7月1日以降に発行されたもの ※扶助の種類（生業扶助）・世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの
世帯区分2～4	●保護者等全員の課税証明書等
	※下記の書類のいずれか（令和8年度のもの）をご提出ください。 ・市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の原本 ・市（町村）民税・道府県民税非課税通知書の写し ・市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し
	※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。
	●住民票の写し（必要な場合のみ）
	※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ・住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ・令和8年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和8年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合

※保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）については、給付金を受け取ることができません。

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校がリーフレット及び受給申請書等を保護者等に配布（配布方法は在学する学校にお問合せください）
 - ② 申請者が受給申請書等を学校に提出（書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします）
 - ③ 学校が受給申請書等を府に送付
 - ④ 府が受給資格の確認（書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします）（7月以降随時）
 - ⑤ 府が受給資格認定及び支給金額の決定（12月以降予定）
 - ⑥ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付（学校が代理受領）（12月以降予定）
 - ⑦ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込（1月以降予定）
- ※ 生徒又は保護者は、生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。
給付金額全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。
- ※ 給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html
携帯、スマートフォンから→



私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低中所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和8年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和8年度の市町村民税及び道府県民税の所得割(以下「所得割」という。)の合算額が、対象生徒の世帯区分に該当すること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の支給対象となる者であること
(新制度と旧制度では、対象者及び給付金額が異なります。どちらの対象となるかはお通いの学校に確認してください。)
- ④ 生徒が、高等学校等専攻科に在学し、休学していないこと(令和9年3月1日までに復学した場合は支給対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

	対象生徒の世帯区分	給付金額	
		新制度	旧制度
1	保護者等全員の令和8年度の所得割が非課税の世帯	52,100円	
2	令和8年度の所得割の合算額が105,500円未満である世帯	17,370円	10,420円
3	令和8年度の所得割の合算額が264,500円未満である多子世帯	13,030円	10,420円

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校がリーフレット及び受給申請書等を保護者等に配布(配布方法は在学する学校にお問合せください)
- ② 申請者が受給申請書等を学校に提出(書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします)
- ③ 学校が受給申請書等を府に送付
- ④ 府が受給資格の確認(書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします)(7月以降随時)
- ⑤ 府が受給資格認定及び支給金額の決定(12月以降予定)
- ⑥ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付(学校が代理受領)(12月以降予定)
- ⑦ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込(1月以降予定)

※ 生徒又は保護者は、生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。

ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。

※ 給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

申請先

在学する高等学校等

申請期限

学校が定める期限

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。

全世帯区分共通	●奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の3）
	※世帯区分にかかわらず提出が必要です。 ※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。
	●保護者等全員の課税証明書等
	※下記の書類のいずれか（令和8年度のもの）を提出してください。 ・市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の原本 ・市（町村）民税・道府県民税非課税通知書の写し ・市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し ・生活保護受給証明書の原本 （令和8年1月1日で生活扶助の受給があるもの、かつ、世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの） ※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。
世帯区分3のみ	●住民票の写し（必要な場合のみ）
	※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ・住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ・令和8年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和8年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合
世帯区分3のみ	●出生等により新たに扶養することになった子等を証明する書類
	※多子世帯で令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等が増えた場合、いずれかの書類を提出してください。 ①生計維持者の実子：出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等 ②生計維持者に委託された里子：里親委託証明書等 ③生計維持者と特別養子縁組をした特別養子：特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等

※保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）は、給付金を受け取ることができません。

制度に関する問合せ先

●大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科の生徒向け）について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/senkoka_kyufukin.html

携帯、スマートフォンからはこちら→



私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変制度） ～家計が急変した世帯へのお知らせ～

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内在住の低中所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給されます。

家計急変制度は、対象となる家計急変事由（災害等本人の責めによらないもの）により、保護者の収入が減少するなどの家計急変によって、要件に該当する水準まで収入が減少した世帯を対象とします。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

主な要件

- ① 保護者等全員が、**大阪府内に在住**していること
- ② **対象となる家計急変事由（※）に該当し、保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が約490万円未満相当まで減少すること**
※対象となる家計急変事由：負傷、疾病により離職または休職等した場合、自己の責めに帰することのできない理由により離職した場合等
- ③ **令和8年12月1日までに家計が急変し、収入が減少している状態が申請時点でも継続していること**
※令和8年12月2日以降に家計が急変した場合は、今年度の支給対象外となります。
- ④ **奨学のための給付金の通常制度に申請していないこと**
※通常制度と家計急変制度の二重申請はできません。
※保護者全員の令和8年度の所得割が非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯は、家計急変制度の対象外のため、奨学のための給付金（通常制度）に申請してください。

給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。学校が定める期限までに提出しない場合は、受給できません。

- ① 令和8年7月1日以前に家計が急変した場合 → 下表の給付金額（年額）を支給します。
- ② 令和8年7月2日以降令和8年12月1日までに家計が急変した場合 → 下表の給付金額を月割計算し、支給します。

【世帯区分ごとの給付金額】

対象生徒の世帯区分		給付金額（年額）	
		全日制・定時制	通信制
1	家計急変後1年間の収入見込み額が 非課税相当※ の世帯	152,000円	52,100円
2	家計急変後1年間の収入見込み額が 270万円～380万円未満相当※ の世帯	50,670円	17,370円
3	家計急変後1年間の収入見込み額が 380万円～490万円未満相当※ の世帯	38,000円	13,030円

※ 扶養人数により、家計急変後1年間の収入見込み額は異なります。詳細は大阪府ホームページ等で確認してください。

申請について

家計急変制度の申請を希望される場合は、在学する学校へご連絡ください。

制度に関する問合せ先

※その他詳細は、大阪府ホームページ等でご確認ください。

- 大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯向け）について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti.html

携帯・スマートフォンからはこちら→



「市民税・府民税所得割額」の確認方法

★市民税・府民税 納税通知書の場合

市民税・府民税 課税明細書 2/2枚目

通知書番号

1 所得、控除等の詳細

収入・所得・特別控除

給与収入	500,000 円
給与所得調整控除後	354,000 円
合計所得	

所得控除

社会保険料控除	72,592 円
生命保険料控除	5,281 円
基礎控除	43,000 円
合計所得控除	

所得割額

課税標準額・税額控除の合計額	2,351,000 円
市民税税額控除額	188,080 円
府民税税額控除額	47,020 円
所得割額	186,000 円

2 税額明細

区分	課税標準額・税額控除の合計額	市民税税額控除額	府民税税額控除額
課税総所得	2,351,000 円	188,080 円	47,020 円
調整控除	2,500 円	2,000 円	500 円
所得割額		186,000 円	46,500 円

3 合計年税額

合計年税額	237,800 円
特別徴収税額	0 円
合計年税額	237,800 円

4 均等割額

均等割額	5,300 円
市民税	3,500 円
府民税	1,800 円

5 合計年税額

合計年税額	237,800 円
特別徴収税額	0 円
合計年税額	237,800 円

市町村民税、道府県民税
所得割額

★特別徴収税額の決定・変更通知書の場合

特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

受給者番号

氏名 (1月1日現在)

〒

市町村民税、道府県民税 所得割額

区分	課税標準額・税額控除の合計額	市民税税額控除額	府民税税額控除額
課税総所得	2,351,000 円	188,080 円	47,020 円
調整控除	2,500 円	2,000 円	500 円
所得割額		186,000 円	46,500 円

6 均等割額

均等割額	5,300 円
市民税	3,500 円
府民税	1,800 円

7 合計年税額

合計年税額	237,800 円
特別徴収税額	0 円
合計年税額	237,800 円

8 均等割額

均等割額	5,300 円
市民税	3,500 円
府民税	1,800 円

9 合計年税額

合計年税額	237,800 円
特別徴収税額	0 円
合計年税額	237,800 円

10 特別徴収税額

特別徴収税額	427,100 円
--------	-----------

11 控除不足額

控除不足額	
-------	--

12 既充当額

既充当額	
------	--

13 既納付額

既納付額	
------	--

公立高等学校の授業料等について

■ 授業料等の額

課 程	(1)入学検定料	(2)入学料	(3)授 業 料	(4)学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程により異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

(1) の入学検定料は、出願前に納付が必要です。

(2) の入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。

(3) (4) の授業料と学校諸費は、3 か月分ずつ年 4 期（4 月、7 月、10 月、1 月）に分けて納入いただきます。

ただし、授業料については、「高等学校等就学支援金」の認定を受ければ無償となります。



高校授業料の無償化を受けるには、高等学校等就学支援金の申請手続きが必要です！！

★学校が定める期日までに申請してください。

期日までに申請をしなかった場合は、授業料を負担いただくことになります。

高等学校等就学支援金・新制度について

○ 高等学校等就学支援金・新制度は、高校生の授業料を無償とする制度です。返済の必要はありません。申請し、認定となった場合は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの授業料について無償となります。

○ 高等学校等就学支援金・新制度の認定を受けるには、次の①～⑦のいずれかに該当する必要があります。

- ① 日本国籍を有する者 ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等
 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 ⑦ 家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ 上記①～⑦に当てはまらない外国籍の生徒等についても、授業料の支援制度があります。
 詳しくは、本紙裏面をご確認ください。

○ 令和 8 年度より、所得要件が撤廃されます。これにより、高等学校等就学支援金・新制度に申請いただいた日本国籍・在留資格等を有するすべての生徒について、授業料が無償化となります。

申請手続きについて

○ 申請は、お手持ちのスマートフォン・パソコン等をご利用いただいたオンラインでの申請となります。
 ※オンラインでの申請が難しい場合は、紙での申請も可能です。紙での申請を希望される場合は、お通いの学校事務室にお問い合わせください。

○ オンライン申請は、「^{いーしえん}高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」にログインして行います。
 学校より配付される「ログインID・パスワード通知書」に記載のID・パスワードでログインしてください。

 e-Shien ログイン URL <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

○ 申請手順は、大阪府 HP に掲載している申請者向け利用マニュアルをご参照ください。

 大阪府 HP の URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/0180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>

e-Shien ログイン ▶



大阪府 HP ▶





就学支援金・新制度が対象外となる生徒への 支援制度について

○ 高等学校等就学支援金・新制度の対象外となった生徒については、次の支援制度に申請いただけます。

新入生 (留学生除く)	こうこうせいとう ・ しんしゅうがくしえんせいど 高校生等・新修学支援制度 ○ <u>令和8年4月以降に入学する生徒のうち、世帯年収約910万円未満の世帯に属する生徒を対象に、授業料を無償化とします。</u> ○ 申請書(紙)に加え、生徒の親権者(保護者)のマイナンバーカードの写し又は課税証明書等の提出が必要です。
在校生 (留学生含む)	こうとうがっこうとう しゅうがくしえん ・ きゅうせいど (けいかそち) 高等学校等就学支援金・旧制度(経過措置) ○ <u>令和8年3月31日以前から高等学校に在学する生徒のうち、世帯年収約910万円未満の世帯に属する生徒を対象に、授業料を無償化とします。</u> ○ 申請書(紙)に加え、生徒の親権者(保護者)のマイナンバーカードの写し又は課税証明書等の提出が必要です。

- 高校生等・新修学支援及び高等学校等就学支援金・旧制度の申請は、紙の申請書により行っていただきます。
- まずは、高等学校等就学支援金・新制度の申請をしていただきます。審査の結果、対象外となった場合には、不認定通知書と併せて、高校生等・新修学支援又は高等学校等就学支援金・旧制度のうち該当するどちらかの制度の紙の申請書を配付いたします。

【お問い合わせ先】 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話:06-6910-8001

大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金等 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金

■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、【国】高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援金（以下「就学支援金等」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者等が負担する授業料等（施設整備費等の経常的納付金を含む）を無償化するものです。

■授業料無償化制度の内容

①就学支援金（国制度） 令和8年度新制度

対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、次の①～⑦のいずれかに該当する生徒に支給されます。

- ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

【就学支援金の支給額】在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 (単位あたり授業料)	通信制高校 (定額授業料)
月額38,100円 (年額457,200円)	1単位あたり13,668円 (年間30単位、通算74単位)	月額28,100円 (年額337,200円)

※新制度の対象とならない生徒（新生生の留学生を除く）は令和7年度の制度と同等の額が支給されます。

②授業料支援補助金（府制度） 大阪府内在住の生徒・保護者等が対象

【受給要件】

- ・ 国の就学支援金を受給又は大阪府私立高校生等新修学支援金を申請していること（※1）
 - ・ 受給する月の1日時点で原則として生徒と保護者等（親権者）全員が大阪府内に在住していること（※2）
 - ・ 受給する月の1日時点で大阪府教育長が指定する「就学支援推進校（※3）」に在籍していること
- ※1 授業料支援補助金は就学支援金の支給上限の範囲内で支給対象となります。
(支給期間上限（全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月）、支給単位数上限（単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位）)
- ※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。
詳しくは4ページの「その他留意事項」7・8を参照してください。
- ※3 大阪府のウェブサイト「就学支援推進校の一覧」に掲載しています。

■授業料支援（①就学支援金等＋②授業料支援補助金）の内容

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- ・ 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金又は大阪府私立高校生等新修学支援金と合わせて標準授業料（年間63万円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校は、授業料等の額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校は、63万円を超える授業料等を学校に負担していただきますので、保護者等の授業料負担は0円となります。

《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- ・ 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金又は大阪府私立高校生等新修学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり12,030円）を上限に補助金が交付されます。

※1単位あたりの授業料等が12,030円未満の学校は、授業料等の額が補助上限となります。

※1単位あたりの授業料等が12,030円を超える学校は、12,030円を超える授業料等を学校に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

■申請に必要な提出書類

就学支援金・授業料支援補助金を受けるためには、在学する私立高校等で申請手続きが必要です。
学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○就学支援金（4月下旬～）

- ・ **就学支援金新制度申請書**（申請書様式は学校から配布されます）
- ・ **生徒が日本国籍であること又は在留資格等を確認できる書類**（詳細は学校の案内に従ってください）
※新制度の対象とならない生徒（新入生の留学生を除く）は、別途、課税証明書等の提出が必要です。
詳細は学校の案内に従ってください。

○授業料支援補助金（7月頃～）

- ・ **授業料支援申請書**（申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。）

- ※ 授業料支援補助金における生徒と保護者等（親権者）全員が大阪府内に在住していることが、国の就学支援金等の提出書類で確認できる場合は、授業料支援補助金の申請のために、改めて在住を証明する書類を提出する必要はありません。
- ※ 新制度の対象とならない生徒（新入生の留学生を除く）の所得確認は、国の就学支援金等の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者等全員の所得を確認する書類を提出する必要はありません。
- ※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。
詳しくは、在学している学校の案内に従ってください。

■その他留意事項

1. この制度における保護者等は、原則、生徒の「親権者」をさします（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 大阪府外への転居、離婚等による保護者等の変更等があった場合は、速やかに学校へ連絡してください。
3. 就学支援金・大阪府私立高校生等新修学支援金は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付する費用（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
4. 授業料支援補助金の受給対象となる生徒は、授業料（施設整備費等の経常的納付金を含む）を支払う必要がありません。
5. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合、支給額が減額されることがあります。
6. 生徒と保護者等全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合、その月の授業料支援補助金は支給されません。
7. 仕事・介護・入院等のやむを得ない事情により保護者等のうち1名が府外に住所を移す場合は、大阪府内在住とみなせる場合があります。必要書類等については学校の事務室へ相談してください。
8. 保護者等が府内在住であり、生徒が進学のため他府県の寮に入ったり、親戚宅へ下宿する場合は大阪府内在住とみなすことができます。
9. 生徒が私立高校等を転退学した場合、在学期間中の要件を満たす月に対して授業料支援補助金が支給されます（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。

■詳細は大阪府のウェブサイトに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276



※授業料等以外に納付が必要となる額や申請書類の提出期限等については各私立学校へお問い合わせください。

高校における1年次納入金（入学料・授業料、その他経費）参考例

1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）※令和8年度から無償化
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。

2 府内の私立高校 ※文部科学省「令和6年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」より抜粋

	必要な経費（全日制平均）
入 学 料	165,898円
授 業 料	457,331円 ※令和8年度から無償化
施設設備費等	157,232円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均） ※文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」より抜粋

区分		公立			私立		
		第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年
④ 学校教育費		504,896	354,916	184,729	1,043,229	693,413	547,888
内訳	授業料	48,338	47,377	39,590	236,189	234,088	228,800
	修学旅行・遠足・見学費	8,955	95,370	4,717	20,884	137,287	19,423
	学級・児童会・生徒会費	13,005	10,189	9,975	13,898	12,107	11,237
	PTA会費	6,989	6,543	6,187	9,096	6,524	8,347
	その他の学校納付金 ※1	73,497	16,375	15,354	314,206	86,567	88,585
	寄附金	478	299	366	2,420	4,392	10,026
	教科書費・教科書以外の図書費	57,820	32,020	21,589	59,528	35,746	31,182
	学用品・実験実習材料費	48,597	15,477	9,099	58,011	18,784	18,428
	教科外活動費	69,292	57,149	20,142	78,924	54,078	36,094
	通学費	72,667	51,548	39,850	108,599	81,102	69,045
	制服	71,598	7,543	3,833	105,355	10,975	8,285
	通学用品費	24,773	11,188	6,665	25,405	7,969	6,650
	その他	8,887	3,838	7,362	10,714	3,794	11,786
⑤ 学校外活動費 ※2		195,396	227,068	320,323	231,045	285,096	276,564
学習費総額（④+⑤）		700,292	581,984	505,052	1,274,274	978,509	824,452

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における・施設設備費等及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費

※2 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に関する学習をするために支出した経費や、知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこことや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

大学等における１年次納入金参考例

1 国公立大学

	必要な経費
入 学 料	282,000円
授 業 料	535,800円

入学料については地域内、地域外によって異なる場合があります。

その他として、設備費や傷害保険、同窓会などの費用が必要な場合もあります。

2 私立大学

	初年度学生納付金（文科系学部）	初年度学生納付金（理科系学部）
入 学 料	219,951円	245,362円
授 業 料	850,392円	1,195,313円
施設設備費	141,892円	161,378円
計	1,212,235円	1,602,053円

3 私立短期大学

	初年度学生納付金
入 学 料	236,054円
授 業 料	734,328円
施設設備費	170,132円
計	1,140,514円

4 私立高等専門学校

	初年度学生納付金
入 学 料	243,544円
授 業 料	821,873円
施設設備費	215,089円
計	1,280,506円

※2, 3, 4

文部科学省 「令和7年度 私立大学等入学者に係る初年度学生納付金等平均額（定員1人当たり）の調査結果について」より抜粋

（注）学校、選択した学科等により納付金額は異なりますのでご注意ください。

奨学資金制度一覧表

機関名(名称)	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
日本学生支援機構 問合せ先> 在学する学校 制度や手続きについては TEL0570-666-301 (ナビダイヤル、全国共通) マイナンバー提出方法については TEL0570-001-320	○ 申込資格 第一種奨学金(無利子) 評定平均値が3.5以上で所得等の基準有り 第二種奨学金(有利子) 学習成績が平均水準以上で所得等の基準有り ○ 申込資格 評定平均値が3.5以上で所得等の基準有り ※制度の詳細や最新の情報については日本学生支援機構ホームページをご覧ください。	○ 第一種【貸与(無利子)】 (自宅通学:月額) 大学 国公立 45,000円、私立 54,000円 短大・専修(専門)・高専(4.5年) 国公立 45,000円、私立 53,000円 ※上記は最高月額であり、別途月額選択も可能 ※自宅外は別途設定あり ※給付奨学金を併せて利用する場合、上限額が制限される ○ 第二種【貸与(有利子)】 大学・短大・専修(専門)・高専(4.5年) 2万円～12万円(1万円単位)から選択 ※利率の算定方法には、固定方式の他に見直し方式がある ○ 入学時特別増額貸与奨学金【貸与(有利子)】 10万円～50万円(10万円単位)から選択 ※利率の算定方法には、固定方式(固定方式) ・通信教育は学校窓口に関合わせ ・海外留学のための奨学金(第二種と同じ) 【給付】 (自宅通学:月額) (年収めやす) 第Ⅰ区分 (270万円以下) 国公立(自宅) 私立(自宅) 29,200円 38,300円 第Ⅱ区分 (300万円以下) 19,500円 25,600円 第Ⅲ区分 (380万円以下) 9,800円 12,800円 第Ⅳ区分 (600万円以下) 7,300円 9,600円 ※生活保護世帯や児童養護施設から通学する人は額が異なる ※高等専門学校における月額は上記の5～7割程度 ※自宅外は別途設定あり ※第Ⅳ区分は多子世帯に限る	○ 募集時期 <大学等予約採用> ・各学校が定める期間 <大学等在学採用> ・毎年春及び秋に各学校が定める期間 ○ 貸与期間 在学する学校の最短期修業年限の終期まで(毎年度資格について審査あり)	在学する学校 高卒認定試験合格者は日本学生支援機構	○ 大学等予約の対象者 高校3年生、高校卒業後2年以内 高卒認定試験合格(見込)者も予約の対象となる場合があります。(P5参照) ○ 高校卒業後3年以上の者は大学等入学後に在学採用で申込 ○ 緊急時の申込 家計支持者の失業、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時に奨学生として採用する(在学学校へ申出)
大阪府育英会 大阪市都島区綱島町6番20号 大阪府学芸会館2階 TEL06-6357-6272 問合せ先> 在学する学校 または、府育英会	○ 貸付対象 保護者(父母等)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者合算)(※)を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒 ○ 所得基準 以下の算式により算出された額が次のとおりであること。 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合には調整控除の額に3/4を乗じた額) 【奨学資金】 1 国公立・私立とも 251,100円未満(年収めやす800万円未満) 2 私立のみ 347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満) 【入学時増額奨学資金】 国公立・私立とも 251,100円未満(年収めやす800万円未満)	○ 貸付限度額(無利子) ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で1万円単位で希望する額 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※1)＋その他教育費10万円(授業料実質負担が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 授業料実質負担額(※1) (注)24万円(※2) ※1 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。 ※2 年収めやす800万円以上の世帯のうち、授業料実質負担額(※1)が24万円を下回る場合は、その額が上限	○ 募集期間 予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金貸付を含む) 中学校3年生時の毎年秋(9月頃)で各学校が定める期間 在学募集(奨学資金のみ) 高校等進学(進級)後の毎年春(4月上旬)で各学校が定める期間 各学校で申込期間(締切日)が異なるので、必ず学校に確認すること ○ 貸付期間 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短期修業年限の終期まで	在学する学校	○ 予約採用後の手続き 高校等への進学後、各学校が定める期間内に所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。(手続きをしない場合は辞退したものとみなされます。) ○ 申込者は生徒本人 保護者は連帯保証人 ○ 緊急時の申込 生徒が、保護者(父母等)の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。 ○ 返還 原則、高校卒業後に、ただし大学等へ進学する場合は返済の猶予が認められる場合もあります。返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束とおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

機関名(名称)	申込資格及び募計基準	奨学金【給付】	学 種 ・ 奨 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
夢みらい奨学金 大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 TEL06-6358-3052 	次のすべてに該当し、在学する学校長が推薦する生徒 1 大阪府内に設置されている高校等に在学する 3年次 の生徒 2 高校等在学中に生徒会活動、クラブ活動、ボランティア活動等の学校や地域活動等に参加し、その行動及び努力が顕著な生徒 3 前年度の成績の平均値が3.8以上（5段階評価）であり、自らの得意分野を生かして努力し、夢の実現のため、大学・短大・専門学校・専門職短期大学・専修学校専門課程への進学を希望する生徒 4 保護者が大阪府内に住所を有し、市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除額が51,300円未満の方（年収めやす350万未満） ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額 5 USJ奨学生として、奨学金の給付を受けていないこと	奨学金【給付】 採用時 進学確定後 20万円 30万円	学 種 ・ 奨 与 額 20万円 30万円	募集期間 ○ 募集期間 高校3年次の6月頃で各学校が定める期間	取扱窓口	○ 給付人数 150名（予定） ○ 学校長の推薦が必要
USJ奨学金 大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 TEL06-6358-3052 	次のすべてに該当し、在学する学校長が推薦する生徒 1 大阪府内に設置されている高校等に在学する 2年次 の生徒 2 高校等在学中にボランティア活動や生徒会活動、クラブ活動等に積極的に参加している生徒 3 1年次の成績の平均値が4.3以上（5段階評価）であり、しつかりとした将来への夢を持つ、その実現のため、大学・短期大学・専門学校・専門職短期大学・専修学校専門課程への進学を希望する生徒 4 保護者が大阪府内に住所を有し、市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除額が51,300円未満の方（年収めやす350万未満） ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額	奨学金【給付】 高校2年次 高校3年次 進学確定後 20万円 20万円 80万円（進路確定後 80万） （ ）は4年制高等学校の場合	学 種 ・ 奨 与 額 20万円（2年次 10万） 20万円（3年次 15万） 80万円（4年次 15万） （進路確定後 80万）	募集期間 ○ 募集期間 高校2年次の6月頃で各学校が定める期間	在学する学校	○ 給付人数 15名予定 ○ 学校長の推薦が必要
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制 課程修学奨励費 大阪府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目 2-12 TEL06-6941-0351代表	1 大阪府の区域にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満であること また、4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者 3 経済的收入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること 4 大阪府青年会奨学金の貸与を受けていない者 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者（教科・科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること）	貸与額（月額） 9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額（年額108,000円） ※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	貸与額（月額） 9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額（年額108,000円） ※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） 貸与決定時期 12月中旬（予定） ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在学する学校	返還免除 1 高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した場合、その他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合

機関名(名称)	申込資格及び家計基準	奨学金(年額)【給付】	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
堺未来応援奨学金 (堺市奨学金) 堺市教育委員会 学務課 TEL072-228-7485  高校生等	市内の居住先から、右の学校のいずれかに通学し、経済的理由により修学が困難な高校生等 ただし、生活保護(生業扶助)受給世帯又は市府民税所得割額が0円(非課税)で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」(P19参照)を受給できる世帯を除く ※支援学校高等部に通学する方は、生活保護世帯、非課税世帯も対象	奨学金(年額)【給付】 国公立・私立 60,000円(上限) ※課程等により、金額が異なります。 高等学校、高等専門学校(1年生から3年生)、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等学校部)	募集期間 9月(令和8年度)	申し込みは ・電子申請 ・郵送 ・各区役所 正副総務課	○ 詳細は広報さかい9月号に掲載(令和8年度) ○ 令和8年度採用予定者数 (500名程度)
 大学生等	所得審査あり 4月30日から申請日までの期間に継続して、本人又はその生計維持者が市内に住所を有し、右の学校のいずれかに在籍し、経済的理由により修学が困難な大学生等 ただし、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金(第1から第3区分)を4月から9月分まで継続して受給している方	奨学金(年額)【給付】 120,000円 大学・短期大学・高等専門学校(4、5年)・専修学校(専門課程)	募集期間 10月	申し込みは ・電子申請 ・郵送	○ 詳細は広報さかい10月号に掲載 ○ 令和8年度採用予定者数 (120名程度)
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支援費) (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪府中央区台町7-4-15 TEL06-6762-9474代表 堺市は堺市社会福祉協議会 堺市堺区南瓦町2-1 TEL072-222-7666(直通) 	1 大阪府内に居住している世帯 (居住地と住民票が一致していること) 2 「生活保護世帯」又は収入基準額以下の低所得者世帯 3 外国籍の方の場合には在留資格をもち、将来とも永住が見込まれること (特別永住者、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等に限る)	教育支援費(月額)(無利子) 高等学校 …… 35,000円以内 専修学校高等課程…35,000円以内 高等専門学校 … 60,000円以内 短期大学 …… 60,000円以内 専修学校専門課程…60,000円以内 大学 …… 65,000円以内 (大学院・外国留学は対象外) 就学支援費(無利子) 入学時のみ50万円以内 ※高等学校等就学支援金等、高等教育の修学支援の新制度による減免、各種給付型奨学金や大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金(第一種・二種)等の貸付制度がすぐに利用できない場合にそれまでの「つなぎ」として貸付します。	〇 随時申込 (事前相談必要) 〇 就学支援費の受付期限 入学した月末	堺市は 堺市社会福祉協議会 ※堺市外の方は お住まいの市区 町村社会福祉協議会	※貸与前に納付した費用については貸与されない ※高等学校等就学支援金等、高等教育の修学支援の新制度による減免、各種給付型奨学金や大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金(第一種・二種)等の貸付制度が優先 ※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後 ※返済期間：修学年限の3倍以内
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支援資金) 	1 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 2 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子 ※児童を同時に扶養している場合に限る 3 寡婦(配偶者のない女子であって、かつ母子家庭の母だった方)が扶養する子 4 40歳以上の配偶者のない女子が扶養する子 5 父母のいない児童 * 「児童」は20歳に満たない者 ※子が借主の場合や世帯の状況によっては、連帯保証人が必要 ※弁済能力を有すること	修学資金(月額)(無利子) 国公立・自宅通学の場合 高校 … 27,000円 (45,000円) 以内 高専 … 31,500円 (48,000円) 以内 短大 … 67,500円 (93,500円) 以内 大学 … 71,000円 (108,500円) 以内 上記()内は私立・自宅通学の場合 大学院(修士課程) …132,000円以内 大学院(博士課程) …183,000円以内 就学支援資金(入学時のみ)(無利子) 国公立・自宅通学の場合 高校・高専 15万円 (41万円) 以内 短大・大学 42万円 (58万円) 以内 上記()内は私立・自宅通学の場合 大学院(国公立) 43万円以内 大学院(私立) 59万円以内	〇 申込期間 ・修学資金 入学決定後随時 ・就学支援資金 入学決定後～入学金等納入前 ○ 貸付できない場合があり、また貸付まで数か月間の期間を要するため、申込み前に早めに要相談	各区保健福祉総合センター子育て支援課(P64参照) ※堺市以外の方は、お住まいの市区町村福祉事務所(福祉事務所が設置されていない町村は、大阪府子ども家庭センター)	○ 高校には、専修学校高等課程を含む ○ 高等教育の修学支援制度を利用する場合は貸付額に制限あり ※ 貸与申請前に納付した費用については貸与されない ※ 日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用については、貸付額に制限あり ※ 返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後

機関名(名称)	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	返還の免除
介護福祉士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府中央区中寺1-1-54 TEL06-6776-2943 	1 介護福祉士養成施設に入学者(合 格通知の出ている方) および在学して いる方 2 卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で 介護福祉士として、引き続き5年以上返 還免除対象業務に従事しようとする意 図を有していること 3 修学に際し(家庭の経済状況等から貸付 けを必要とすること 4 学業の成績等が優秀であり、介護福祉 士資格取得に向けた向学心があること 5 大阪府内の養成施設に在学(在学予 定)又は大阪府内に住所を有している こと等 ※ 養成施設の推薦状が必要	貸付限度額(無利子) 修学資金 月額5万円(修学期間中) 入学準備金 20万円(入学者対象/初回送金のみ) 就職準備金 20万円 (卒業年度にかかる最終回送金のみ。 夜間部課程は対象外) 国家試験受験対策費用 4万円(貸付期間中一年度あたり) 生活費加算<生活保護世帯に属する方> 加算限度額 41,290~46,930円 ※居住地によって加算限度額が異なる 詳細は募集要項を確認 <生活保護に準ずる経済状況にある世帯 に属する方(府・市町村民税非課税世帯)> 月額25,000円以内 ※「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、修学資金お よび入学準備金の貸付額に制限される場合あり	○ 申請期間 学校の定める期間(5月/通) ※「高等教育の修学支援新制度」 を利用する方は、支援区分が 未定の場合も、申請期間内に 想定される額で申請。 支援区分が決定し、「授業料 等減免」の金額が確定後の 審査。 ○ 貸付期間 在学期間	在学する 養成施設	返還の免除 ① 養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内にお いて介護福祉士として返還免除対象業務に従事し、かつ 引き続き5年間(通算)の従事は3年間) 従事 したとき ② 登録型のホームヘルパー・家政婦等の業務に従事し た場合は、登録期間が通算1825日以上であり、かつ 卒業後、大阪府内の社会福祉協議会等において、か つ、引き続き5年間(通算)の従事は3年間) 従事したとき ③ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ④ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑤ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑥ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑦ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑧ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑨ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑩ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑪ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑫ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑬ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑭ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑮ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑯ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑰ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑱ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑲ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑳ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉑ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉒ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉓ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉔ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉕ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉖ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉗ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉘ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉙ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉚ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉛ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉜ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉝ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉞ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉟ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊱ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊲ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊳ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊴ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊵ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊶ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊷ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊸ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊹ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊺ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊻ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊼ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊽ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊾ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊿ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき
社会福祉士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府中央区中寺1-1-54 TEL06-6776-2943 	1 社会福祉士養成施設に入学者(合 格通知の出ている方) および在学して いる方 ※ 養成施設以外の学校(福祉系大学 等)は対象外 2 卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で 社会福祉士として、引き続き5年以上返 還免除対象業務に従事しようとする意 図を有していること 3 修学に際し(家庭の経済状況等から貸付 けを必要とすること 4 学業の成績等が優秀であり、社会福祉 士資格取得に向けた向学心があること 5 大阪府内に住所を有していること等	貸付限度額(無利子) 修学資金 月額5万円(修学期間中) 入学準備金 20万円(入学者対象/初回送金のみ) 就職準備金 20万円 (卒業年度にかかる最終回送金のみ。 通信・夜間部課程は対象外) 生活費加算<生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯に 属する申請者> 月額25,000円(修学期間中)	○ 申請期間 4月初旬~5月上旬 ○ 貸付期間 在学期間	在学する 養成施設	返還の免除 ① 養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内にお いて社会福祉士として返還免除対象業務に従事し、かつ 社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事 した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き 5年間(中高年継続者の要件に該当すると認定された 場合、もしくは過疎地域での従事は3年間) 従事した とき ② 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ③ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ④ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑤ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑥ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑦ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑧ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑨ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑩ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑪ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑫ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑬ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑭ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑮ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑯ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑰ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑱ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑲ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑳ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉑ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉒ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉓ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉔ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉕ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉖ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉗ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉘ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉙ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉚ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉛ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉜ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉝ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉞ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉟ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊱ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊲ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊳ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊴ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊵ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊶ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊷ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊸ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊹ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊺ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊻ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊼ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊽ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊾ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊿ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき
保育士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府中央区中寺1-1-54 TEL06-6776-2943 	1 養成施設に在学している方 2 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等 で保育士として、引き続き5年間以 上、返還免除対象業務に従事しよう とする意思を有している方 3 優秀な学生で、かつ、家庭の経済状況 等から貸付に本修学資金の貸付が必要 な方 4 大阪府内の養成施設(通信制を除く) に在籍又は大阪府内に住民登録して いること	貸付限度額(無利子) 修学資金 月額5万円(千円単位) 入学準備金 20万円(入学者対象/初回送金のみ) (千円単位) 就職準備金 20万円(卒業年度に係る最終回送金のみ) (千円単位) 生活費加算<生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯に 属する申請者> 加算限度額 41,290~46,930円 ※居住地によって加算限度額が異なる 詳細は募集要項を確認 ※「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、修学資金お よび入学準備金の貸付額に制限される場合あり	○ 申請期間 学校の定める期間(4~5月) ○ 貸付期間 2年間	在学する 養成施設	返還の免除 ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を 行い、大阪府内において保育士として返還免除対象業 務に従事し、かつ、引き続き5年間(中高年継続者の 要件に該当すると認定された場合、もしくは過疎地域 での従事は3年間) 従事したとき ② 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ③ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ④ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑤ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑥ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑦ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑧ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑨ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑩ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑪ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑫ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑬ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑭ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑮ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑯ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑰ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑱ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑲ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ⑳ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉑ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉒ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉓ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉔ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉕ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉖ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉗ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉘ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉙ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉚ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉛ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉜ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉝ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉞ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㉟ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊱ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊲ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊳ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊴ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊵ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊶ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊷ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊸ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊹ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊺ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊻ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊼ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊽ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊾ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき ㊿ 返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間(通算) の従事は3年間) 従事したとき
きずな育英基金 (公財) きずな育英基金 大阪府北区西天満4-3-25 梅田プラザビル2階 TEL06-6364-2802 	1 ひとり親家庭や父母ともにいない家庭 の子どもで、大阪府内の中学2年生、3 年生及び高校1年生から3年生 2 父母が揃っていない虐待・ネグレクト 等で親の監護を委ねられず児童福祉施 設に入所していることでも、大阪府内 の中学2年生、3年生及び高校1年生か ら3年生 3 大阪府下に居住するひとり親家庭や父 母ともにいない家庭の子どもで、大阪 府外の中学2年生、3年生及び高校1年 生から3年生	奨学金(給付) ○ 奨学金の使途 奨学での進学に向けた学習、または現在行っている 文化・芸術・スポーツ活動に係る費用 <学習支援対象者> 中2、高1、高2…通期生：30万円(年間) 半期生：15万円(半年間の額) 中3、高3 …通期生：50万円(年間) 半期生：25万円(半年間の額) ただし、高校1年生時に限り、通塾の必要がないと判断し、 大学や専門学校への受験料や入学金の一部に充てたい者が 事前に届け出た場合に限り認められることがある。 <文化・芸術・スポーツ活動支援対象者> 中学生、高校生とも、学年問わず 通期生：30万円(年間) 半期生：15万円(半年間の額)	○ 募集期間 通期生：2月末 半期生：8月末 ○ 採用決定 通期生：3月末に通知 半期生：9月末に通知 ○ 給付期間 原則、高校3年生卒業時まで継続支援 (毎年3学期中に更新手続きあり)	郵送申込	○ 支援対象者の状況の変化や、多額の余剰金があっ た場合は、残金の返還あり。

機関名(名称)	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
あしなが奨学金 (一財) あしなが育英会 東京都千代田区平河町 2丁目7-5秒防会館4F TEL0120-777-8565 	保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死にまたは保護者が1級から5級の障がい認定(※)を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭のこと ※ 次の障がい認定を受けている場合 身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級	高等学校・高等学校奨学金(月額)【給付】 高校・高専(1～3年生) 国公立・私立ともに 30,000円 大学・短期大学奨学金(月額)【無利子】 大学・短大 一般 40,000円 特別 50,000円 専修・各種学校奨学金(月額)【無利子】 専修学校・各種学校や高専・5年一貫制高校(4・5年) 40,000円 大学院奨学金(月額)【無利子】 大学院(1年生) 80,000円 入学一時金【予約対象者に限る】(無利子) 私立高校 30万円 私立大学 40万円	募集期限 【在学募集】 (高校・高専(1～3年生)) 4～5月頃 (大学・短大・専修学校・各種学校・高専(4.5年生)) 4～5月頃 大学院(1年生) 5月 【予約募集】 (中学3年生) (高校3年生) 9～12月頃 大学・短期大学奨学金…1次 6月 2次 9月 専修・各種学校奨学金…4～6月	オンライン手続	○ 他の奨学金との併給は可 ○ 貸与部分の返還は貸与終了(卒業)後6か月据え置いてから随時20年 ○ 募集人数 【在学募集】 高校・高専(1～3年生) 800人程度 大学・短大 200人程度 専修学校・各種学校・高専(4.5年生) 50人程度 40人程度 大学院 【予約募集】 中学3年生 1,000人程度 高校3年生(大学・短期大学進学予定) 400人程度 高校3年生(専修・各種学校進学予定) 100人程度 【入学一時金】 私立高校 採用予定300人程度 私立大学 採用予定170人程度
加藤山崎奨学金 (公財) 加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見 1-18-6 TEL03-3417-2231 	次のすべてに該当する者 1 日本国内の学校(※は除く)に在学する小学5年生、中学2年生、高校2年生 (※) 特別支援学校、高等学校、専修学校 2 学業全般(前年度の評定平均4.3以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績を目安)もしくは文化・芸術・科学分野で優秀な成績をおさめており、品行方正である者 3 学校長が推薦する者(1校につき3名まで)	奨学金(年額)【給付】 小学5年生 20,000円 中学2年生 30,000円 高校2年生 50,000円 ○ 奨学金の使途 (1) 学業もしくは文化・芸術・科学分野となる分野での諸活動費 (2) 学業向上もしくは給付対象となる分野で必要となる経費(学費等)への充当	募集期限 5月7日～6月19日 採用決定 8月末までに学校を通じて通知 給付期間 採用年度のみ 給付方法 学校長あてに送金 学校長から本人給付	在学する学校の担当者かオンライン申請	○ 2026年度採用予定者数(約250名) ○ 他の奨学金との併給は可。ただし、加藤山崎奨学金との併給は可能だが、採用はどちらか一方
加藤山崎修学支援金 (公財) 加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見 1-18-6 TEL03-3417-2231 	次のすべてに該当する者 1 日本国内の学校(※は除く)に在学する小学4～6年生、中学生、高校生 (※) 特別支援学校、高等学校、専修学校 2 前年度の評定平均2.7以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者 3 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者 4 学校長が推薦する者(1校につき3名まで)	奨学金(年額)【給付】 小学生 50,000円 中学生 50,000円～70,000円※ 高校生 50,000円～100,000円※ ※給付額は選考委員会にて決定 ○ 奨学金の使途 (1) 学業に関する費用(授業料、学用品等) (2) 学校生活を送るのに必要な費用(給食費、修学旅行費等)	募集期限 5月7日～6月19日 採用決定 8月末までに学校を通じて通知 給付期間 採用時に在学する学校を卒業するまでの期間(最大3年間) ※毎年1回、年額ごとに学校を通じて給付 給付方法 学校長あてに送金 学校長から本人給付	在学する学校の担当者かオンライン申請	○ 2026年度採用予定者数(約200名) ○ 他の奨学金との併給は可。ただし、加藤山崎奨学金との併給は可能だが、採用はどちらか一方 ○ 世帯の年間所得200万未満を目安とし、選者は願書内容や成績、家族構成等も考慮される。 ※所得目安は給付を保障するものではなく、目安を上回っていても応募可能

機関名(名称)	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	他制度と併給可
交通通関育英会奨学金 (公財)交通通関育英会 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル3F TEL 0120-521-286 	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けず、経済的に修学が困難な高等学校以上の生徒・学生(申込時25歳までの人) ※後遺障害とは 自動車損害賠償法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、身体障害者福祉法第1級から第4級までの障害、又は、精神保健および精神障害者福祉法の第1級から第3級までの障害	奨学金(月額)(無利子)【一部給付あり】 高校・高専(1～3年生)・専修学校[高等課程] 2万円、3万円、4万円から選択(うち1万円給付) 大学・短大・高専(4・5年生)・専修学校[専門課程] 4万円、5万円、6万円から選択(うち2万円給付) 大学院 5万円、8万円、10万円から選択(うち2万円給付) 入学一時金(無利子、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校[高等課程] 20万円、40万円、60万円から選択 大学・短大・専修学校[専門課程] 40万円、60万円、80万円から選択 進学準備金(入学一時金を前倒し貸与) 高校奨学生でかつ大学・専修学校奨学生予約申込者のみ 40万円、60万円、80万円から選択 進学支援金(翌年度も大学等予約申込する者) 高校卒業後1年目の大学等奨学生 40万円、60万円、80万円から選択 奨学金(月額)(無利子) 高等学校・大学等 毎月最高2万円まで 入学準備金(最高限度額)(無利子) 公立・私立中学校 100,000円 公立高等学校 100,000円 私立高等学校 200,000円 公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	○ 募集期間 ・予約(高校・大学) 中3：第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 高3：第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 専修・各種 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 大学院 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 ・在学 高校・高専(1・2・3年生) 4月1日～1月31日 大学・短大・専修・高専(4・5年生) 4月1日～10月31日 大学院 4月1日～10月31日	応募書類を電話で申し込むか、ホームページからダウンロードし直接出願	○ 他制度と併給可 ○ 入学一時金だけの貸与は不可 ○ 進学準備金の貸与を受けた場合、進学後の入学一時金の貸与は不可
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財)大阪交通災害遺族会 大阪市中央区台町7丁目 4番15号 大阪府社会福祉会館内 TEL06-6761-5296 	大阪交通災害遺族会の会員で、母子家庭、父子家庭または両親を亡くされた交通遺児	奨学金(月額)(無利子) 高等学校・大学等 毎月最高2万円まで 入学準備金(最高限度額)(無利子) 公立・私立中学校 100,000円 公立高等学校 100,000円 私立高等学校 200,000円 公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	○ 募集時期 随時	大阪交通災害遺族会事務局(事前連絡及び来局要予約)	○ 返済期間 奨学金 学校を卒業した翌月から月賦方式により96回を限度として返済 ※卒業証書(写)と奨学金の返済金一部免除願を提出した場合、貸与額の20%を免除 入学準備金 貸与を受けた翌月から6ヶ月据置期間を置いて月賦方式により40回を限度として返済
交通通関修学資金支援事業 (一財)道路厚生会 東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル TEL03-6674-1761 	【修学資金】 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において交通事故により亡くなった方の遺児で、経済的な理由から修学困難な高校生等 【卒業祝金】 当修学資金の援助を受けながら高等学校等を卒業した遺児	修学資金【給付】 高等学校・高等専門学校・特別支援学校(高等部)・専修学校(高等課程) 1人年間 396,000円 ※年度途中の新規申込は月割となる 卒業祝金【給付】 100,000円	○ 募集時期 随時 ※高等学校等入学前の申込の場合は給付対象者として登録し、高等学校等進学時に給付手続きの案内を送付。 ○ 給付期間 申請のあった学年から卒業学年終了まで、最高3か年	(一財)道路厚生会	○ 他制度と併給可

機関名(名称)	申込資格及び家計基準	奨学金(月額)【給付】	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	募集予定人数 【小児がん経験者】 全国で30名程度 内訳:1年生15名、2年生10名、3年生5名 【がん通児】 全国で140名程度 内訳:1年生70名、2年生40名、3年生30名 ○ アフラルックの保険契約の有無は不問 ○ 他の奨学金制度との併用可能
アフラルック小児がん経験者 ・がん通児奨学金制度 (公財) がんの子どもを守る会 東京都台東区浅草橋 1-3-12 TEL03-5825-6311 	以下の要件をすべて満たしていること 【小児がん経験者】 1 18歳未満で小児がん(※)を発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする方 (※) 小児慢性特定疾病で「悪性新生物」に該当するもの 【がん通児】 1 主たる生計維持者を「がん」で失った通児で、経済的な理由により援助を必要とする方 2 直近の学習成績が評定平均値3.5(5段階評価)以上の方 評定値を付さない学校の在学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで特に優れた実績がある方(全国大会出場等) 【共通】 1 4月開校において高等学校等に在学予定の方 2 奨学金申請時における前年度の世帯収入または所得が指定の条件を超えない方(詳しくは募集要項参照)	奨学金 20,000円 高等学校 特別支援学校の高等部 中等教育学校の後期課程 高等専門学校 専修学校の高等課程 (小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象) 毎年3期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	学 種 ・ 貸 与 額 奨学金(月額)【給付】 高等学校 特別支援学校の高等部 中等教育学校の後期課程 高等専門学校 専修学校の高等課程 (小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象) 毎年3期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	○ 募集期間 11月1日～翌年2月末(消印有効) ○ 給付期間 対象となる教育機関に在学中の期間(正期の属短修業期間内) 高等専門学校においては最長で5年間給付(専攻科は含まず)	公益財団法人 がんの子どもを守る会 奨学金担当 期日までに申請書類を郵送すること	○ 募集予定人数 【小児がん経験者】 全国で30名程度 内訳:1年生15名、2年生10名、3年生5名 【がん通児】 全国で140名程度 内訳:1年生70名、2年生40名、3年生30名 ○ アフラルックの保険契約の有無は不問 ○ 他の奨学金制度との併用可能
高等学校等奨学生奨学金 (韓国子女校及び一般枠) (一財) 山崎豊子文化財団 東京都新宿区西新街3丁目 391番地2 TEL072-266-2522	・大阪府内に在住する中学3年生で、自モより通学圏内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、人物、学業ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により就学が困難な状況である者。 ・保護者(祖父母、曾祖父母等を含む)から報告で、総額前(1945年9月2日以前)から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって帰国した者 【一般枠】 ・大阪府内に在住する中学3年生で、自モより通学圏内の高等学校等に進学を希望する生徒(国籍は問いません) ・作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す者	奨学金(月額)【給付】 高等学校、高等専門学校 専修学校(修業年限2年以上の学科の高等課程) 20,000円 奨学生に選ばれた十数名の中から3年後の大学進学の際に選ばれる1～2名は、さらに大学在学中の4年間にわたり奨学金の支給が継続されます。支給額は毎月30,000円予定(給付)	奨学金(月額)【給付】 高等学校、高等専門学校 専修学校(修業年限2年以上の学科の高等課程) 20,000円 奨学生に選ばれた十数名の中から3年後の大学進学の際に選ばれる1～2名は、さらに大学在学中の4年間にわたり奨学金の支給が継続されます。支給額は毎月30,000円予定(給付)	○ 募集期間 11月～12月頃 ○ 支給期間 属短修業年限(3年)	在学する中学校	
朝鮮奨学金奨学金 (公財) 朝鮮奨学会 東京都新宿区西新街1-8-1 新館ビルディング1階 TEL03-3343-5757 	1 日本の各高等学校(高等専門学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校を含む)に在学・在籍する韓国人・朝鮮人学生 2 日本の大学の学部(学士課程、専門職大学、短期大学を含む、通信課程は除く)、大学院に在籍している韓国人・朝鮮人学生。本国からの留学生を含む。 3 成績優良で、学費の支弁が困難な者 4 2026年4月1日現在、高校生は満25歳未満、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満の者	奨学金(月額)【給付】 高校生 大学生(学部生) 修士課程・専門職課程 博士課程(後期課程) 10,000円 25,000円 40,000円 70,000円	奨学金(月額)【給付】 高校生 大学生(学部生) 修士課程・専門職課程 博士課程(後期課程) 10,000円 25,000円 40,000円 70,000円	○ 募集期間(入学後) 高校 インターネット受付 4月10日～5月11日 大学・大学院 インターネット受付 4月10日～5月11日 ○ 給付期間 1年間(4月～翌年3月)	インターネット で申請	○ 応募にあたってはホームページを参照し、募集要項記載の申請要件・方法を十分に確認すること

政 府 ・ 民 間 の 教 育 ロ ー ン の 概 要

機関名 (名称)	貸 付 限 度 額	資 格	返 済 期 限	(貸付) 利率	申込及び貸付時期	対 象 校	備 考
日本政策金融公庫 (国の教育ローン 教育一般貸付) 堺支店 (堺商工会議所5F) TEL 072-257-3600 教育ローンコンセルセンター TEL 0570-008656 (ナビダイヤル) ※申込はインターネットでも可 	学生・生徒1人につき 350万円まで (①～④のいずれかの資金 として利用する方は 450万円まで) ①自宅外通学 ②修業年限5年以上の大学 (国間部) ③大学院 ④海外留学(修業年限3カ 月以上の外国教育施設に 留学する場合) ※ 今後1年間に必要となる 費用	こどもの人数と世帯年収(所得)の 上限額 1人 790万円(600万円) 2人 890万円(690万円) 3人 990万円(790万円) 4人 1,090万円(890万円) 5人 1,190万円(990万円) ※ 括弧内の金額は事業所得者の場合の 所得上限額 ※ こどもの人数が2人以下で世帯収 入(所得)が上限額を超える場合 でも緩和条件に該当すると、世帯 収入が990万円(所得790万円) まで上限額が緩和され申込対象に なる場合があります。 緩和条件についてはホームペー ジにて確認すること。	20年以内 (在学期間内は利息のみ の返済が可能)	年4.05%(ただし、以 下の世帯4.01%) ・ひとり親家庭 ・交通遺児家庭 ・世帯年収200万円 (132万円) 以内の方 ・扶養しているこどもの 人数が3人以上の世帯 かつ世帯収入500万円 (356万円) 以内の方 括弧内の金額は事業所 得者の場合の所得上限 額 2026.7月現在 (固定金利・保証料別)	・ 申込期間 1年中受付 (資金が必要となる 2～3か月前が目安) ・ 貸付期間 必要とする時期 入学資金は、入学する月 の翌月末まで	下記の対象校で修業年限3カ 月以上 ・ 高等学校、高等専門学校、 特別支援学校の高等部、大 学、短期大学、大学院(法 科大学院、専門職大学院を 含む) ・ 専修学校、各種学校(予備 校、デザイン学校など) ・ 外国の高等学校、大学、短 期大学、大学院、語学学校 など ・ その他職業能力開発校など の教育施設	主な提出書類 ・ 運転免許証(画面)、マイナンバーカード(表面のみ)またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ)のいずれか一つ ・ 世帯全員(締結を含む)が記載された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(原本) ・ 入学資金(納付を含む)が記載された住宅ローン(又は家賃)と公共料金(2種類以上)の面方の支払いが確認できる預金通帳等(最近6か月分以上) ・ 入学資金を申し込む場合 合格を確認できる書類(合格通知書、入学許可書など) ・ 在学資金を申し込む場合 在学を確認できる書類(学生証、在学証明書など)と使いみちが確認できる書類(学校案内、授業料納付通知書など)
りそな銀行 「りそな教育ローン」 クレジットセンター TEL 0120-25-8156 	10万円～1,000万円 (1万円単位) ※ 医・歯・薬・獣医学部の 就学費用は2,000万円以 内(1万円単位)	日本国内にお住まいで、次の条件を すべて満たす方 ・ 申込時の年齢が満20歳以上満66 歳未満の方で、最終返済時の年齢 が満75歳未満の方 ・ 継続安定した収入のある方 ※専業主婦・主夫・学生は不可 ・ 保証会社の保証が受けられる方	1年以上14年以内 (1年単位) ※ 医・歯・薬・獣医学部の 就学費用は20年以内 (1年単位) ・ 措置期間 次のいずれか短い方の期 間内 ◎卒業予定月までの就学 期間内 ◎4年9か月以内 医・歯・薬・獣医学部 の就学費用は6年9か月 以内	3.125～5.125% (変動金利)	・ 貸付時期 年 中	・ 幼稚園・小学校・中学校・ 高校・高等・大学・短大・ 大学院・予備校 ・ 専修学校 ※ 各種学校を対象とするか は、銀行により異なる	主な提出書類 ・ 収入証明(申込金額が 50万円を超える 場合) ・ 本人確認資料 ・ 通帳、預金の届印 ・ 使いみちの証明書類 ・ その他必要に添じた書類

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対 象 校	備 考
近畿労働金庫 ろうきん無担保ローン 「ライフエール」 お客様センター Tel.0120-191-968	1,000万円以内 (1万円単位) ※ 会員組合員の方は所収労働組合によって融資金額が異なる場合あり	次の条件をすべて満たす方 ・ 満18歳以上で最終返済時の年齢が満81歳未満の方 ・ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 ・ 継続安定した収入のあり、前年税込年収が150万円以上ある方 ・ 保証期間が定めた保証基準を満たしている方	最長10年	固定金利(保証料含む) 2026.7月現在 会員組合員の方 年3.2% 生協組合員の方 年3.4% 一般労働者の方 年3.7%	・ 取扱期間 通期	・ 幼稚園から大学院 ・ 専門学校 ・ 予備校	主な提出書類 ・ 資金使途確認書類 (入学金・授業料等) ・ 給与証明書等 ・ その他必要に届いた書類
	10万円以上1,000万円以内 (10万円単位での設定ができる) ※ 会員組合員の方は所収労働組合によって融資金額が異なる場合あり	会員組合員 (近畿ろうきんに出入し加入している労働組合などの組合員) 生協組合員 (近畿ろうきんに出入し加入している生活協同組合の組合員及び同一生計の家族) 一般労働者 (上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県に居住しているが勤務している方)	ローンカード利用期間、元金返済期間合わせて 20年以内 ・ ローンカード利用期間は在学期間かつ、 7年以内 (ローンカード利用期間終了後は新たな借り入れはできません) ・ 最終返済時年齢は、満81歳未満	変動金利(保証料含む) 2026.7月現在 会員組合員の方 年3.2% 生協組合員の方 年3.7% 一般労働者の方 年3.7% 融資金利引直しルール ・ ローンカード利用期間中(年4回、基準日に融資金利の見直し) ・ 元利金返済期間中(年2回、基準日に融資金利の見直し) 利率については窓口・ホームページで確認 ローンカード利用期間中は1年毎に契約期間を自動更新(更新審査あり)	・ 取扱期間 入学前の3月31日まで	・ 大学・短大・大学院 ・ 専修学校(専門課程) ※ 「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校・対象学科であること	主な提出書類 ・ 日本学生支援機構の奨学生採用候補者決定通知 (対象者のみ) 『国の教育ローン』が受けられなかったことを確認できる書類 ・ 合格通知 ・ 入学時に必要な金額がわかる書類 ・ 進学先所定の振込用紙等 ・ 親子関係確認書類(住民票・戸籍謄本等) ・ 本人確認資料
近畿労働金庫 (日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者に対する「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)制度)	最長50万円 「決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」の範囲内 (入学金・入学金・授業料)が上限 ※ 既に納入した場合は対象外	・ 日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校に進学する奨学金採用候補者で奨学金振込口座を近畿労働金庫に指定できること ・ 籍権者が近畿労働金庫の取扱地域内に居住又は勤務先のある方 ・ 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与条件(日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の融資を受けられなかった世帯の学生であること)を、融資申込前に満たしていること ※ 日本学生支援機構の決定通知に『国の教育ローン』の申込必要」と記載がある方のみ	進学後、入学時特別増額貸与奨学金交付時(利息をきめ一括返済)	年2.85%程度 (固定金利) 2025.6月現在	・ 取扱期間 入学前の3月31日まで	・ 大学・短大 ・ 専門学校 ・ 高校	主な提出書類 ・ 申込者と連帯保証人の源泉徴収票など所得を証明する書類 ・ 入学を確認できる書類 ・ 資金の使途、金額が確認できる書類 ・ 大阪府青年会・日本学生支援機構の申込み控え又は採用通知 ・ 公共料金等の支払いが確認できるもの ・ 本人が確認できる書類 (免許証・パスポートなど) ・ その他必要書類
ヒューファイナンスおおさか 一般財団法人 大阪府地域支援人権金融公社 (入学金準備資金) 直接の申込みは受け付けない 市町村等の相談窓口へ	○ 高等学校等 60万円以内 ○ 大学等 150万円以内	・ 大阪府内に居住し、高校・大学等進学者の保護者または親権者 ・ 府内市町村の教育委員会および担当相談窓口で事前相談された方 ・ 各種奨学金を予約採用された進学者の保護者または親権者 ・ 連帯保証人が必要 大阪府内に居住する65歳未満の方で、原則申込者と別世帯かつ安定した所得のある方	修学年限以内 原則、翌月からの元利均等返済	年2.85% (固定金利) 2025.6月現在	・ 申込期間 随時 ただし、相談日が設定されている ・ 貸付時期 資金が必要となる時まで	・ 大学・短大 ・ 専門学校 ・ 高校	主な提出書類 ・ 申込者と連帯保証人の源泉徴収票など所得を証明する書類 ・ 入学を確認できる書類 ・ 資金の使途、金額が確認できる書類 ・ 大阪府青年会・日本学生支援機構の申込み控え又は採用通知 ・ 公共料金等の支払いが確認できるもの ・ 本人が確認できる書類 (免許証・パスポートなど) ・ その他必要書類

※ 各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関までお問い合わせください。

☆ 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付制度についての問合せ先

(堺市内)

名称	所在地	電話／FAX	交通機関
堺市社会福祉協議会	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 (堺市総合福祉会館)	(資金貸付) 072-222-7666 (F) 072-221-7409	南海高野線 堺東駅

☆ 堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度についての問合せ先

名称	所在地	電話／FAX	交通機関
堺保健福祉総合センター 子育て支援課	〒590-0078 堺区南瓦町3-1 (堺区役所・本館)	072-228-7023 (F) 072-222-4801	南海高野線 堺東駅
中保健福祉総合センター 子育て支援課	〒599-8236 中区深井沢町2470-7 (中区役所)	072-270-0550 (F) 072-270-8196	南海泉北線 深井駅
東保健福祉総合センター 子育て支援課	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 (東区役所)	072-287-8198 (F) 072-286-6500	南海高野線 萩原天神駅
西保健福祉総合センター 子育て支援課	〒593-8324 西区鳳東町6-600 (西区役所)	072-343-5020 (F) 072-343-5025	JR阪和線 鳳駅 南海バス 西区役所前
南保健福祉総合センター 子育て支援課	〒590-0141 南区桃山台1-1-1 (南区役所)	072-290-1744 (F) 072-296-2822	南海泉北線 梅・美木多駅
北保健福祉総合センター 子育て支援課	〒591-8021 北区新金岡町5-1-4 (北区役所)	072-258-6621 (F) 072-258-6883	大阪メトロ御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
美原保健福祉総合センター 子育て支援課	〒587-8585 美原区黒山167-1 (美原区役所・本館)	072-341-6411 (F) 072-341-0611	(南海高野線 初芝駅から) 南海バス 美原区役所前 (大阪メトロ御堂筋線 新金岡駅から) 南海バス 美原区役所前 (近鉄南大阪線 河内松原駅から) 近鉄バス 美原区役所前